

平成27年 10月 2日開会  
平成27年 11月 5日閉会

# 志太広域事務組合議会

## 10月定例会会議録

志太広域事務組合議会

平成27年10月志太広域事務組合議会定例会目次

会期及び会期中日程 ..... 1

第1日 10月 2日（金曜日）

1. 出席議員	..... 1
2. 出席説明員	..... 2
3. 議事日程（第1日目）	..... 3
4. 開会	..... 4
5. 開議	..... 4
6. 会議録署名議員の指名	..... 4
7. 諸般の報告	..... 4
8. 会期の決定	..... 4
9. 認第1号、認第2号及び第11号議案から第16号議案まで8議案 一括上程	
(1)提案理由の説明	..... 5
10. 散会	..... 7

第2日 11月 5日（木曜日）

1. 出席議員	8
2. 出席説明員	9
3. 議事日程（第2日目）	10
4. 開議	11
5. 一般質問	
ア、太田浩三郎議員	11
イ、石井通春議員	23
ウ、天野正孝議員	31
エ、杉田源太郎議員	39
オ、西原明美議員	51
6. 認第1号、認第2号及び第11号議案から第16号議案まで8議案一括上程	
(1) 質疑	
ア、杉田源太郎議員	63
(2) 討論	
なし	66
(3) 採決	
ア、認第1号（賛成総員・認定）	66
イ、認第2号（賛成総員・認定）	66
ウ、第11号議案（賛成総員・可決）	67
エ、第12号議案（賛成総員・可決）	67
オ、第13号議案（賛成総員・可決）	67
カ、第14号議案（賛成総員・可決）	67
キ、第15号議案（賛成総員・可決）	67
ク、第16号議案（賛成総員・可決）	67
7. 閉議・閉会	68
付録	
発言通告書及び発言要旨	70

平成 27 年 10 月志太広域事務組合議会定例会会期及び会期中日程

1. 10 月定例会会期 10 月 2 日（金）から 11 月 5 日（木） 35 日間

2. 会期中日程

月 日	曜日	会議種別等の内容
10 月 2 日	金	本会議第 1 日目 開会・開議・会期決定・議案上程・提案理由説明 ○議会運営協議会（午後 3 時～） ○議員全員協議会（午後 3 時 15 分～） ○議員全員協議会（本会議終了後） 議案説明
3 日	土	休日
4 日	日	休日
5 日	月	休会
6 日	火	休会
7 日	水	休会（一般質問・質疑通告期限・正午）
8 日	木	休会
9 日	金	休会
10 日	土	休日
11 日	日	休日
12 日	月	体育の日・休日
13 日	火	休会
14 日	水	休会
15 日	木	休会
16 日	金	休会
17 日	土	休日
18 日	日	休日
19 日	月	休会
20 日	火	休会
21 日	水	休会
22 日	木	休会
23 日	金	休会
24 日	土	休日

25日	日	休日
26日	月	休会
27日	火	休会
28日	水	休会
29日	木	休会
30日	金	休会
31日	土	休日
11月1日	日	休日
2日	月	休会
3日	火	文化の日・休日
4日	水	休会
5日	木	本会議第2日 一般質問・議案質疑・討論・採決・閉会 ○議会運営協議会（午前9時20分～） ○議員全員協議会（午前9時40分～）

10月2日（金曜日）

○出席議員（16人）

1番	大石保幸	議員	(藤枝市議会議員)
2番	石井通春	議員	(藤枝市議会議員)
3番	杉田源太郎	議員	(焼津市議会議員)
4番	渋谷英彦	議員	(焼津市議会議員)
5番	西原明美	議員	(藤枝市議会議員)
6番	藪崎幸裕	議員	(藤枝市議会議員)
7番	小柳津健二郎	議員	(焼津市議会議員)
8番	鈴木繁雄	議員	(焼津市議会議員)
9番	天野正孝	議員	(藤枝市議会議員)
10番	岡村好男	議員	(藤枝市議会議員)
11番	鈴木浩己	議員	(焼津市議会議員)
12番	松本修藏	議員	(焼津市議会議員)
13番	水野明	議員	(藤枝市議会議員)
14番	太田浩三郎	議員	(焼津市議会議員)
15番	石田善秋	議員	(焼津市議会議員)
16番	植田裕明	議員	(藤枝市議会議員)

○欠席議員（なし）

○出席説明員

管 理 者	北 村 正 平	(藤枝市長)
副 管 理 者	中 野 弘 道	(焼津市長)
看護専門学校長	原 宏 介	
事務局 長	高 橋 康 宏	
消 防 長	西 尾 正 巳	
消 防 次 長	平 口 恭 利	

---

○監 査 委 員                    鈴 木 正 和

---

○職務のため出席した職員

書 記 長	原 木 三 千 年	(藤枝市議会事務局長)
書 記	青 島 悦 男	(藤枝市議会議会事務局次長)
書 記	小 林 玲 子	(藤枝市議会議事担当係長)
書 記	遠 藤 明 寛	(藤枝市議会議事担当主任主査)



平成27年10月志太広域事務組合議会定例会議事日程（第1日目）

日時／平成27年10月2日（金）午後3時30分  
分開議

場所／藤枝市岡部支所3階 議場

第1 会期の決定

第2 認 第1号 平成26年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

認 第2号 平成26年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算認定について

第11号議案 志太広域事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

第12号議案 志太広域事務組合職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第13号議案 平成27～29年度新斎場建設工事（外構工事その2）請負契約の締結について

第14号議案 平成27年度消防支援車Ⅱ型購入契約の締結について

第15号議案 平成27年度水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型購入契約の締結について

第16号議案 平成27年度水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型（2t）購入契約の締結について

○議長（植田裕明議員） ただいまから、平成27年10月志太広域事務組合議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、4番 渋谷英彦議員、11番 鈴木浩己議員を指名いたします。

ここで、書記長から諸般の報告をいたします。

○書記長（原木三千年） 議長。

○議長（植田裕明議員） 書記長。

○書記長（原木三千年） 御報告いたします。

初めに、本定例会へ管理者から認第1号、平成26年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてほか7件の議案の送付があり、これを受理いたしました。

次に、監査委員から、平成27年7月分例月出納検査結果報告書の送付があり、これを受理いたしました。

以上でございます。

---

受理した報告事件一覧

[監査委員報告]

1 志太広域監第5号 平成27年7月分

例月出納検査結果報告書

---

○議長（植田裕明議員） 監査委員から報告のありました例月出納検査結果報告書の一覧及び報告書の写しを既に配付済みでございますので、御了承願います。

以上で、報告を終わります。

日程第1．会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期を別紙日程表のとおり本日から11月5日までの35日間としたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植田裕明議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は35日間に決定いたしました。

日程第2．認第1号、認第2号及び第11号議案から第16号議案まで、以上8件を一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（植田裕明議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（北村正平） ただいま上程されました認第1号、認第2号及び第11号議案から第16号議案までの8議案につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げます。

認第1号及び認第2号につきましては、平成26年度一般会計及び看護専門学校事業特別会計の歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、議会の認定に付すものでございます。

それでは、まず認第1号、平成26年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてでございますが、組合では、ごみ処理やし尿処理を初めといたしまして、2市の住民の皆様のご生活にとって欠くことのできない多くの事業を実施しているところでございますが、特に各施設の運営におきましては、地元の皆様のご理解・御協力をいただきながら、適時に設備等の整備を実施いたしまして、安全で安定した運転管理に努め、確実な組合業

務の推進を図ってまいりました。

また、消防救急業務につきましては、広域化後も引き続き、住民の生命・財産を守るため、適切かつ着実な業務執行に努めております。

さらに、志太消防本部のスケールメリットを生かしました高度救助隊の創設などの体制強化、新斎場の建設、さらにクリーンセンター整備など、主要事業の着実な推進を図ってきたところでございます。

申し上げるまでもなく、組合事業の執行においては、常に経費の節減を心がけ、その財源の根幹は2市の分担金であることを認識いたしまして、効率的な事業の執行に取り組んでまいりました。

さて、決算の概要についてでございますが、お手元の歳入歳出決算書の1ページにございますように、歳入決算額が49億5,714万597円、歳出決算額は48億1,699万3,183円となりまして、前年度と比較いたしますと、歳入は2.8%、歳出は4.0%、それぞれ増となりました。

次に、認第2号、平成26年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、決算書は21ページになります。

学校運営においては、魅力ある学校づくりに努め、看護実践力・コミュニケーション能力の強化を図りまして、地域医療に貢献できる人材育成を目指してまいりました。

こうした中、平成26年度においても、卒業生41人のうち、40人が看護師国家試験に合格するという高い合格率を確保することができました。

決算の概要につきましては、これは決算書で21ページにありますように、歳入決算額が2億1,678万262円、歳出決算額は2億928万4,692円となり、前年度と比較いたしますと、歳入は9.8%、歳出は11.2%、それぞれ増となりました。

以上が平成26年度一般会計及び看護専門学校事業特別会計の歳入歳出決算の概要でございます。

詳細につきましては、平成26年度歳入歳出決算書及び主要施策概要報告書とともに監査委員の審査意見書を付してございますので、よろしくお願いいたします。

次に、第11号議案、志太広域事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴いまして、個人番号を含む個人情報について、より厳格な保護措置を講ずることで個人情報保護制度の適切な運用を図ろうとするものでございます。

次に、第12号議案、志太広域事務組合職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律により、地方公務員等共済組合法に規定する年金に関する規定が厚生年金保険法に一元化されたことから、引用している法令の改正を行おうとするものでございます。

次に、第13号議案、平成27年～29年度新斎場建設工事(外構工事その2)の請負契約の締結についてであります。

本件は、新斎場建設に伴う外構工事につきまして、本年7月17日に制限付一般競争入札を行いました。落札者がいなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づきまして、最低価格入札者であります橋本・近藤特定建設工事共同企業体から見積書を徴した結果、3億1,428万円で請負契約を締結しようとするものでございます。

工事の概要につきましては、敷地造成工、擁壁工、雨水排水設備工、集水ます工、修景施設整備工などでございます。

次に、第14号議案、平成27年度消防支援車Ⅱ型購入契約の締結についてでございますが、

水難救助体制の強化を図るため、特殊艤装した消防支援車を購入しようとするものであります。

本年9月18日に指名競争入札を行いました。落札者がいなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づきまして、最低価格入札者であります、いすゞ自動車東海北陸株式会社藤枝支店から見積書を徴した結果、取得金額3,758万4,000円で取得しようとするものでございます。

次に、第15号議案及び第16号議案は、消防力の充実強化を図るため、高機能消防ポンプ自動車を購入しようとするものであります。

第15号議案、平成27年度水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型購入契約の締結につきましては、本年9月18日に指名競争入札を行った結果、取得金額6,782万4,000円をもって株式会社日消機械工業から取得しようとするものであります。

第16号議案、平成27年度水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型（2 t）購入契約の締結については、本年9月18日に指名競争入札を行いました。落札者がいなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、最低価格入札者でございます株式会社日消機械工業から見積書を徴した結果、取得金額6,264万円で取得しようとするものでございます。

以上8議案につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げましたが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（植田裕明議員） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

再開日時をお知らせいたします。11月5日午前10時開議です。

本日は、これで散会いたします。

お知らせいたします。

引き続き、全員協議会を開催いたしますので、よろしく申し上げます。

午後3時41分散会

1 1 月 5 日 (木曜日)

○出席議員（16人）

1番	大石保幸	議員	(藤枝市議会議員)
2番	石井通春	議員	(藤枝市議会議員)
3番	杉田源太郎	議員	(焼津市議会議員)
4番	渋谷英彦	議員	(焼津市議会議員)
5番	西原明美	議員	(藤枝市議会議員)
6番	藪崎幸裕	議員	(藤枝市議会議員)
7番	小柳津健二郎	議員	(焼津市議会議員)
8番	鈴木繁雄	議員	(焼津市議会議員)
9番	天野正孝	議員	(藤枝市議会議員)
10番	岡村好男	議員	(藤枝市議会議員)
11番	鈴木浩己	議員	(焼津市議会議員)
12番	松本修藏	議員	(焼津市議会議員)
13番	水野明	議員	(藤枝市議会議員)
14番	太田浩三郎	議員	(焼津市議会議員)
15番	石田善秋	議員	(焼津市議会議員)
16番	植田裕明	議員	(藤枝市議会議員)

○欠席議員（なし）

○出席説明員

管 理 者	北 村 正 平	(藤枝市長)
副 管 理 者	中 野 弘 道	(焼津市長)
看護専門学校長	原 宏 介	
事務局 長	高 橋 康 宏	
消 防 長	西 尾 正 巳	
消 防 次 長	平 口 恭 利	

---

○監 査 委 員

鈴 木 正 和

---

○職務のため出席した職員

書 記 長	原 木 三 千 年	(藤枝市議会事務局長)
書 記	青 島 悦 男	(藤枝市議会議会事務局次長)
書 記	小 林 玲 子	(藤枝市議会議事担当係長)
書 記	遠 藤 明 寛	(藤枝市議会議事担当主任主査)

平成27年10月志太広域事務組合議会定例会議事日程（第2日目）

日時／平成27年11月5日（木）午前10時開  
議

場所／藤枝市岡部支所3階 議場

第1 一般質問

- 第2 認 第1号 平成26年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について  
認 第2号 平成26年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11号議案 志太広域事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12号議案 志太広域事務組合職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13号議案 平成27～29年度新斎場建設工事（外構工事その2）請負契約の締結について
- 第14号議案 平成27年度消防支援車Ⅱ型購入契約の締結について
- 第15号議案 平成27年度水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型購入契約の締結について
- 第16号議案 平成27年度水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型（2t）購入契約の締結について



○議長（植田裕明議員） これから、本日の会議を開きます。

ここで、書記長から諸般の報告をいたします。

○書記長（原木三千年） 議長。

○議長（植田裕明議員） 書記長。

○書記長（原木三千年） ご報告いたします。

太田浩三郎議員ほか4名からそれぞれ提出された一般質問の通告を受理いたしました。以上でございます。

○議長（植田裕明議員） 日程第1. 通告にもとづき一般質問を行います。

これより順次発言を許します。14番 太田浩三郎議員。

○14番（太田浩三郎議員） 議長。

○議長（植田裕明議員） 太田議員。

（登壇）

○14番（太田浩三郎議員） おはようございます。通告に従いまして、5つの標題につきまして、それぞれの課題を質問いたします。

標題1としまして、クリーンセンターについてであります。

3月の定例会後に、「燃やすごみの処理方式の選定について」とのペーパーが配付されました。その内容は、学識経験者4名で組織する「仮称クリーンセンター処理方式検討委員会」の評価をもとに、2市及び志広組職員で組織する「仮称クリーンセンター整備検討委員会」で処理方式の選定について検討した結果、「ストーカー式焼却炉がすぐれた処理方式であるとの結論に至りました」との内容でありました。

私が疑問に感じましたのは、組合管理者の名前で報告ならば管理者が決定の責任を負うのだなと理解できますが、志太広域事務組合計画課との名称しか掲載されず、これで議会の皆様が納得されるのかなと思いました。

なぜならば、オリンピックのロゴを初め、国立競技場のデザインや予算等を誰が責任を負うのか、誰が最終的に判断されたのか明確になっていない。「選定表はいかがな状況ですか」と尋ねると、「ネットに掲載されています」との回答に、全ての人がパソコンを使えるわけではありませんので、せめて処理方式の選定報告には選定結果一覧表が添付されるべきだと思いました。

また、沖縄では環境問題についての審議会委員や所属機関に施工業者よりの費用が献金されていたなどの報道がなされますと、今回の選定については、よりオープンな方式での公表が妥当ではなかったかと考えます。いかがでしょうか。

以下の質問をいたします。

クリーンセンターについて。

ア、クリーンセンターの処理方式について、ストーカー処理方式に選定された経緯及び内容についてであります。

イとしまして、自治体においては自治体においての全てのことが自治体内で完結できることが望ましいとのことで平成の大合併が行われたとお聞きしています。

そこで、焼却灰の処理処分については自治体内部での埋立処分が不可能となり、現在、県外処分が行われています。今後、将来にわたって処分が保証されていますか、疑問に思っています。焼却灰の処理・処分についてお聞きいたします。

ウとしまして、クリーンセンター建設に当たっては、今後、志太地域には地震、津波、豪雨などの災害の可能性が大きいと言われていますが、そのときは災害廃棄物の大発生が予想されます。実際、鬼怒川の氾濫により周辺の自治体では集積場を初め、道路脇に山積みとなっていました。このような事態も予測されているのでしょうか。災害廃棄物を考

慮しての計画か、お聞きいたします。

エとしまして、今、ドイツのボンでは気候変動枠組条約特別作業部会が開催されています。部会では、温暖効果ガスの削減のあり方や発展途上国への資金援助などが話し合われています。地球温暖化については、日本で行われた会議において提案された京都議定書として受けとめられています。当地域におきましても、ごみの減量化に取り組み、少しずつですが市民の協力によりまして減量化が進んでいます。炉の選定に当たっては、このようなことも考慮されているのでしょうか。地球温暖化との整合性についてお聞きします。

オとしまして、ダイオキシン対策としては従来どおりの方式を考えていますが、その場合はコストの面がどうか、お聞きいたします。

大きな2番目としまして、志太消防本部の今後の方針についてお伺いいたします。

広域に伴う志太消防の役割はますます大きなものとなります。人、もの、資金等の流動性いかに活躍の原動力となります。その中で人の問題が大きな比重を占めることと考えます。以前には人による問題が発生し、幹部の皆様が大変御苦労なされたことは、間接的にはありますが、お聞きしています。

特に2市の消防組織が合併し志太消防本部が設置されるに当たって、それぞれの交流が問題解決の糸口となると思っていました。今後の人事交流が志太消防本部の将来を担っているかと思えます。

それでは、次の質問をいたします。

高度消防隊の救助活動は実践されたのでしょうか。

イとしまして、茨城県常総市では避難場所となっている市役所が水没し、消防車、自衛隊車、市役所車などが水没し救助を仰いでいた状況では危機管理以前の問題ですが、当本部として危機管理をどのように捉えているか、お聞きいたします。

ウとしまして、茨城県での水害を見ますと、陸上、海上、空からの救助が必要と考えますが、当本部ではどのように対処できるか、お聞きいたします。

エとしまして、高齢化が進み、空き家率が上昇しています。火事等も増加傾向が見られます。行政サイドや警察との連携が必要だと思いますが、当本部としてはどのように考えていますか。

大きな3番目、看護専門学校についてであります。

アとしまして、看護学校も数多くの卒業生を送り出し、卒業生も各病院で頑張っていることと思えます。今後とも看護学校の重要性は増すことと思えますが、卒業生の就職先はどのようになっていますか。

イとしまして、生徒の奨学金制度利用はどのようになっていますか。

ウとしまして、医療も高度化しています。看護学校での教材や実践活動に伴う諸設備等の状況はどのようになっていますか。

エとしまして、卒業生の就職先や就職後のアフターフォローを行っていますか。

大きな4番目でございます。

事業計画に伴う請負契約についてであります。

アとしまして、第13号議案、第14号議案など、落札者がいなかったとありましたが、計画の不具合があったのか、予算組みに不具合があったのか、説明をお願いします。

イとしまして、事務執行において、契約事務全般の適正化として審査意見書が出されています。設計施工した特定業者との一者随意契約しているとの指摘がありました。専門施設が多くある当組合においては、この指摘をどのようにお考えですか。

大きな5番目です。

老朽化に伴う公共施設マネジメント及び経費削減についてであります。

アとしまして、当組合の施設は通称迷惑施設と呼ばれ、どこに行っても歓迎されません。しかし、市民にとってはなくてはならない重要性を占めている施設であります。しかしながら、耐用年数があり、どこかの時期に建て替えを行わなければなりません。そのためには早目に手当てが必要かと考えます。志太広域組合に属する公共施設について、今後の計画や長寿命化対策はどのようになっていますか、お聞きいたします。

イとしまして、経費削減に伴い、現在、焼津市では防犯灯や各施設の電灯をLED化しています。組合においては藤守の処分場跡地を太陽光発電業者に貸与しているが、処分場跡地の有効利用は考えられませんか。

以上の質問をお願いいたします。

○議長（植田裕明議員） 当局から答弁を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（植田裕明議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（北村正平） おはようございます。

太田議員にお答えいたします。

議員から、多くの項目にわたりまして御質問をいただきました。

初めに、クリーンセンターについての1項目め、処理方式を選定した経緯及びその内容について、このこととさせていただきます。

燃やすごみ処理方式につきましては、外部の専門家で組織いたします処理方式検討委員会、この委員会を平成23年11月に設置したところでございますが、この検討委員会におきまして地元の皆様の御意見を聴取しながら、焼却方式、熔融方式あわせて5方式の特性について評価をまいりました。

この評価結果をもとにいたしまして、組合と2市で組織する整備検討委員会で、処理方式の選定案につきまして災害廃棄物対策などの行政の観点も加味いたしまして検討を行い、最終的に処理方式を決定したところでございます。

検討の内容といたしましては、安全性・信頼性、環境保全性、経済性、この3項目を評価項目の柱といたしまして27項目を設定して、その評価結果を総合的に判断いたしまして、ストーカ式焼却炉が最も当地域に適した、すぐれた処理方式であるとの結論に至ったところでございます。

次に、2項目めの焼却灰の処理・処分について、このこととさせていただきます。

今回の処理方式の検討では、焼却灰や、あるいはスラグ、メタル、こういったようなものなどの副生成物の管理と、もう1つ、有効利用可能量の比較評価を行いました。

あわせて焼却灰の受入可能施設につきましても鋭意調査を行いまして、結果といたしましては、セメント原料化、石化熔融等の受入施設が多数あり、複数業者へのリスク分散を考慮した委託が可能であることから、将来にわたって安定した焼却灰等の処理が可能であると判断をしたところでございます。

次に、3項目めの災害廃棄物を考慮しての計画はどうか、このことについてでございます。

処理方式選定に当たっては、ストーカ式焼却炉では、燃えやすさ、あるいは燃えにくさなどのごみの性質の変動にも対応が可能でありまして、さらに、今般の東日本大震災時に設置されました仮設焼却炉のほとんどがこのストーカ式焼却炉でございまして、災害時のごみ処理の実績が多数あることから、災害時を想定した多様なごみに柔軟に対応可能と判断をしたところでございます。

次に、4項目めの地球温暖化との整合性について、このこととさせていただきます。

ストーカ式焼却炉は、消費エネルギーを抑えながら発電等に利用可能なエネルギーを効率的につくることができることが評価されておりまして、このことから二酸化炭素の排出量の低減が図られまして、まさに地球温暖化対策につながる方式であると考えているところでございます。

次に、5項目めのダイオキシン対策について、このことでございます。

現在のごみ焼却施設のダイオキシン対策は、どの方式でも高度な燃焼管理による完全燃焼をすることと、最新の排ガス処理技術によりまして行われているところでございます。

処理方式の検討では、コスト面も含めまして、焼却方式、熔融方式いずれも同様な設備での対応が図られますことから、差異はないと判断をいたしました。

次に、標題2の志太消防本部の今後の方針について、お答えいたします。

1項目めの高度救助隊の救助活動は実践されたか、このことについてでございます。

本年度から創設いたしました高度救助隊でございますが、これまで高度救助用資機材を活用しなければならない特殊な救助事案は幸いにも発生しておりませんが、装備した救助資機材は救助事案の半数を占めます交通事故などで有効活用いたしまして、人命救助活動に大きな効果を上げているところでございます。

当消防本部の高度救助隊は、予想される災害事案に対応すべく訓練を行っておりまして、本年度におきましては、三重県と千葉県で行われる緊急消防援助隊、この合同訓練にも積極的に参加いたしまして、より高度な救助知識や技術のさらなる向上に努めております。今後は全国でもモデルとなるような救助隊を目指しまして、救助のスペシャリストの養成にも努めてまいりたいと考えております。

次に、標題3の看護学校についての1項目め、卒業後の就職先について、このことでございます。

本看護学校は、地域医療に貢献する人材の育成を学校設立の趣旨としており、設立以来、多くの卒業生がこの地域の病院に就職をしております。

平成26年度卒業生の就職先につきましても、焼津市立総合病院21名、藤枝市立総合病院14名、榛原総合病院2名、その他の県内病院2名となっております、地域医療に貢献をしているところでございます。

次に、4項目めの就職先や就職後のアフターフォローについてでございますが、開校以来、本校の多くの学生がこの3つの病院に就職しておりまして、それぞれの病院看護部とのネットワークが十分構築されていることから、就職後の卒業生の状況は把握できているところでございます。

なお、各病院では新人研修を実施しておりますが、特に離職防止に力を入れておりまして、その効果が出ているものと認識しております。個々の離職者に対しましては、ホームページに同窓会コーナーを設けまして、気軽に立ち寄れるような環境を整えております。

また、本校に直接訪れる卒業生もおりまして、その都度対応できるように、相談等の体制を整えております。

次に、今度は標題5の老朽化に伴う公共施設マネジメント及び経費削減についての1項目め、公共施設の今後の計画や長寿命化対策についてでございますが、志太広域事務組合に属する公共施設は、2市から無償貸与されている各消防署を除くと、斎場や高柳と一色のごみ処理施設、リサイクルセンター、藤環と大環のし尿処理施設、そして、看護学校でございます。

それぞれの施設では、設置から20年以上経過していることによる老朽化、あるいは地元との設置期間の協定などによりまして施設の更新等が予定されておりまして、斎場については、昨年度から建設に着手しているほか、ごみ処理施設につきましても、クリーンセン

ター建設に伴う施設の集約、また、し尿処理施設の地元との調整等を行う中で今後の方向性を出していくこととしております。

また、看護学校につきましては、平成23年度に長寿命化計画を目的とした建物調査を実施いたしまして、長寿命化のために必要な対応を平成24年度以降進めております。今後も組合の公共施設につきましては、長期的視野に立った維持管理に努めていきたいと考えております。

次に、2項目めの処分場跡地の有効利用についてでございますが、まず、藤守につきましては、御承知のとおり、処分場の跡地の一部を太陽光発電所用地として民間業者に有償で貸しつけているほかに、国道150号用地と地元要望による多目的広場として活用されているところでございます。

助宗につきましては、借地で運用されているために、現在は水処理施設の部分を除きまして所有者に返還されております。

下之郷につきましては、平成25年1月で陶器、ガラスくずの埋め立てが終了いたしまして、平成28年度以降には廃止予定となっております。活用が可能ではございますが、地元との確約書におきまして、跡地利用については地元要望を尊重することが確認をされております。現在、地元の意向を確認しているところではございますが、今のところ、地元からは具体的な要望は示されておられません。

今後も地元との協議を進めるとともに、2市とも協議いたしまして、その活用について検討してまいりたいと考えております。

残りの項目につきましては、消防長、事務局長からお答えを申し上げます。

- 消防長（西尾正巳） 議長。
- 議長（植田裕明議員） 消防長。
- 消防長（西尾正巳） 太田議員にお答えします。

標題2の志太消防本部の今後の方針についての2項目めの茨城県常総市の水害を踏まえて、当消防本部として危機管理面をどのように捉えているかについてですが、このたびの常総市で発生した水害は大変痛ましい災害であり、災害に対する危機管理の重要性を再確認するものでした。

当消防本部におきましては、情報指令センターによる24時間監視体制や志太消防本部消防計画及び志太消防本部安全管理規程に基づき、災害発生時に重要な指揮命令体制、2市災害対策本部間との情報伝達体制及び災害現場における活動マニュアル等が既に整備されており、危機管理面では万全な体制が整っております。

次に、3項目めの水害に対して当消防本部ではどのように対処できるかについてですが、水害は2市の災害対策本部が中心に対応することとなりますが、当消防本部としては、2市との連携を図りながら、気象情報等の情報収集や住民への広報活動及び避難誘導を行い、救助事案が発生した場合は、当消防本部や市の保有する救命ボートなどの資機材を活用して救助活動に当たります。

さらに、本年度は水上オートバイなどの水難救助用の資機材を整備予定であり、これにより、これまで以上に迅速かつ効果的な活動が可能となります。

また、被害が拡大した場合には、市長の応援要請に基づく緊急消防援助隊や自衛隊及び警察などと連携して災害活動を行い、被害の軽減に努めてまいります。

次に、4項目めの当消防本部としての空き家対策と関係部署との連携についてですが、当消防本部では火災予防条例に基づき、空き家の所有者または管理者等に対して、火災予防上の観点から、侵入防止策の徹底や燃焼のおそれのある物件の除去など、防火上必要な措置と適切な管理を指導しております。

放置された空き家は、防犯や老朽化による倒壊のおそれや衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を与えることもあり、2市の関係部署等と連携しながら指導を行っております。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） 太田議員にお答えします。

私からは、標題3の看護学校の2項目めの奨学金制度利用についてでございますが、主に日本学生支援機構の奨学金制度と各病院が独自に設ける修学資金制度がございます。本年度は日本学生支援機構につきましては5名、病院の修学資金につきましては、焼津市立総合病院が37名、藤枝市立総合病院が40名、榛原総合病院が14名、その他の病院3名となっております。

次に、3項目めの教材や実践活動に伴う諸設備等の状況についてでございますが、医療の進歩とともに、看護も高度な技術が必要となっております。

本校では、本来看護師としての基礎技術を修得するための指導を充実させると同時に、医療現場にもスムーズに対応できるよう、電動ベッドなどの設備についても医療現場と同じものを授業で使えるように計画的に更新し、対応しております。

続きまして、標題4の事業計画に伴う請負契約等についての1項目め、入札について、計画や予算組みに不具合があったのかでございますが、組合では、発注時において、建設工事においては、静岡県土木工事標準積算基準書等の最新の単価に基づき積算をし、また、車両等の取得では複数の業者から徴した見積書の内容を精査するとともに、過去の購入実績等を参考に設計価格を算出し、入札に臨んでおります。

また、予算編成時においても、採用した見積額や積算額を十分精査した上で、慎重に予算組みを行っております。

このようなことから、今回の入札において、計画及び予算は適正であったと考えております。

また、一方で建設物価の高騰などにより、他の自治体においても入札不調の例もあることなので、引き続き情報収集等を行ってまいりたいと思います。

次に、2項目めの決算審査意見書で一者随意契約が多いとの指摘についてでございますが、特に指摘を受けた一者随意契約に関するものとしまして、廃棄物処理施設等の維持補修のための整備工事に関する契約がございますが、この工事については、長期的な計画を立て、通常の運転中での点検等の状況を踏まえて毎年適切な工事に努めております。

これら工事の発注に当たって留意すべきことは、1つは、当該施設が設計施工したプラントメーカーの独自のノウハウが盛り込まれた特殊機器で構成されているため、部品の調達やその性能保証が確保されること、2つは、各施設ともに供用開始から長年にわたりたび重なる修繕等を行っており、過去からの修繕の経緯を把握することで延命化の長期的視野に立った対応が可能となること、3つ目は、住民の生活に密接に影響する施設であることから、整備工事は稼働しながら、または稼働停止期間を極力短期間にする必要があること、以上のことから、施設の構造・性能に精通した設計施工した業者に請け負わせることが適切であると考えているところであります。

また、それとともに、経費面につきましても、業者が提出した見積金額について、第三者機関に見積審査業務を委託し、適切な価格に努めているところであります。

なお、今後予定されているクリーンセンターを初めとする施設整備の請負契約については、建設の請負契約に運営管理までを一括して競争入札を行うなど、当該施設に適正な発注方式を検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田裕明議員） 太田浩三郎議員。

○14番（太田浩三郎議員） どうもありがとうございます。

大体詳細はわかりました。クリーンセンターも、平成16年に本来は高柳から移設しなければならないのが、もう10年以上経過しています。そういう中で、より慎重に。これがまたがたがたしますともっと先に延びてしまいますので、できれば、いつごろ移転ができるのか、その辺をちょっとお聞きできればありがたいですが。

○議長（植田裕明議員） 当局から答弁を求めます。

○事務局長（高橋康宏） 議長。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） クリーンセンターに関しましては、平成32年度稼働を目標に計画してございます。

○議長（植田裕明議員） 太田浩三郎議員。

○14番（太田浩三郎議員） ぜひとも早くお願いできればなと思います。

当然そうしますと高柳の跡地の問題もまた出てきますので、その節はまたいろいろなお話が出ようかと思えます。

ただ、焼却灰でちょっと心配したのは、福島事故のときに、たまたま福島でとれた薫製用の桜木が焼津へ持ち込まれまして、それで焼却灰の中に入ったということで、焼津もちょっとがたがたしたのだけれども、そういう原料というのですかね、燃やすものが入って、焼却灰が万が一あった場合、そのような対処はどのような考え方をしているのか、ちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） 焼却灰に関しましては、搬出する段階で基準等を厳格に点検等検査しまして出しております。当然受け入れられる施設の基準にもございますので、そこところはきちんと守ることが原則でございますので、常にそれを守る形で今後も運営していくということで考えてございます。

○議長（植田裕明議員） 太田浩三郎議員。

○14番（太田浩三郎議員） ありがとうございます。

余りトラブルがないが一番いいことですから、事前にいろいろな対処をお願いしたいと思えます。

ただ、量的に230 tくらいというお話をお聞きしているのだけれども、その中に当然災害の廃棄物等も考慮していますということなのだけれども、どのくらいの余裕を見て230 tくらいという数字を出したのか、ちょっと僕も詳しくわからないのだけれども、わかる範囲で結構でございますので、お答えいただけるとありがたいです。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） 2市から出されるごみの量を勘案しまして、あと、工場の稼働ですね、そういうのを勘案しまして想定する中で、現在、230 tというような計画をしてございます。

また、これにつきましては、来年度策定します一般廃棄物処理基本計画ですか、その中でも2市のごみ減量の推移を確認する中でまた確定していきますけれども、それプラス災害廃棄物ですか、そういうのを受け入れることが可能な施設ということでの建設ということで今現在計画してございます。

○議長（植田裕明議員） 太田浩三郎議員。

○14番（太田浩三郎議員） ありがとうございます。

先ほども言いましたように、より慎重にお願いできればなと思います。特に私の質問の

中にも責任の所在だとか、いろいろなことを入れさせていただきました。それは何かというと、それが表へ出たときに、また中止、休止等の話が出てしまいますと、それこそ、先ほど言いましたように、平成32年度にどうにか移したいというのがまた先に延びてしまいますので、その辺はより慎重にお願いしたいなと思いますし、また、管理者の責任の範囲できちんと対応できればなど、かように思いますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

それから、当然クリーンセンターの検討結果はいただいていますので、もしあるなら議員さんたちにお渡しいただけるとありがたいなど。当然煙突の高さも、何か選定基準の中に入っているようなものを見ますと、かなり慎重にやられているなどというのは理解できますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

次の志太消防本部の関係でございます。

ありがとうございます。本当に最近また火事が増えています。そういう中で、お年寄りの住まわれている火事が多いですね。特に、認知症かどうかわからないけれども、火を消し忘れたとかというような形でかなり火事が多いのだけれども、その辺もまた空き家だけではなくて、お年寄りの住まいの住宅等もできるだけ地域の皆さんと連携しながら、把握しながら注意していただけるとありがたいなと思いますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

特に人員につきまして、当然人を増やせばお金がかかるのはわかっているのだけれども、やはりいざ何かあったときにどうしても必要だということでございますので、その辺は管理者も承知していると思いますので、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

ただ、内部においてのいじめだとか暴力等につきましては、どうも何か第三者機関を立ち上げて対処するようなお話も聞いていますので、ぜひともそういう事故が起きないような形でお願いできればなど、かように思います。

それから、看護学校の関係なのですが、たまたまお医者さんになるという学生さんがこんな発言をしています。「これからの社会は本当にロボットだとかいろいろな形になっていくと、人間の能力よりもそちらが期待されていってしまうと、僕らが医者になっても果たして飯が食えるのかな」などと、そんな話も出ていました。

私、看護学校とその設備等についてお話をちょっと入れさせていただいたのは、そういうIT社会にこれから向かっていくと思いますが、多分診断もロボットがずっとやっていて、結果何々とするような時代になってきますと、本当に人が必要とされるのかななど。お医者さんが必要とされるのかななどと、そんな冗談もお話をしたこともありますので、ぜひともそんなことも、時代の先取りではないけれども、現実問題としてそういう格好で動いていますので、設備等もそういう形でいろいろな方法をとっていただけるとありがたいなど、かように思いますので、ひとつよろしく申し上げます。

4番目の事業計画に伴う請負契約についてであります。

監査のほうからも意見を出されていたのだけれども、知らないで発注したよと。今度の斎場もそうなのだけれども、ガスが出てしまったと。あそこはもうガスが出るのは当然地元の皆さんは知っていたのですよね。それをこういう予算の中、あるいは設計組みの中で入れてなかったとか、そういう話が今出ていて、後ほど同僚議員が一般質問しますのでそれ以上の話しはしないのだけれども、そういう事前の準備とか事前の調査はやはりきちんとやって、問題が出ないような格好の請負契約、発注、あるいは計画書をつくっていただけたらありがたいなど。全て業者任せで、任せただけだからという話ではなくて、行政サイドも当然、先ほどの責任の所在をはっきりと言ったのも同じことで、やはり管理者としての責任が生じてまいりますので、ぜひとも問題が起きないような形の発注をお願いでき



ばなど、かように思います。

最後に、老朽化の問題であります。

先ほどいろいろな計画等、ヒアリングのときも計画をいろいろ聞かせていただきました。より地域の皆さんに御協力いただかなくてはならない施設だということも文章の中に私、入れさせていただいていますので、ぜひとも早目早目に手を打ちながら次の計画等をやっただけだとありがたいなど。今度の焼却炉みたいに、10年も15年も約束を破るような形というのは非常にまずいわけでございますので、ぜひともお願いをしたいと思います。

以上、要望等を入れさせていただきました。ぜひともいい組合になっていただけると、かように確信しまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（植田裕明議員） 以上で、太田浩三郎議員の一般質問を終わります。

それでは、次に進みます。

2番 石井通春議員。

（登壇）

○2番（石井通春議員） 日本共産党の石井通春です。

きょうは、志広組の今後の財政運営を市民に明らかにすべきではないかという標題について質問を行います。

志広組は、消防、し尿、ごみ処理、斎場など、さまざまな事業を行っております。これらは裏方と捉えられがちな事業かもしれませんが、私は、市民生活に絶対に欠かすことができない自治体の必要事業と感じております。

自治体の事業はいろいろございます。住民福祉の機関としての福祉の事業、子育て、介護、生活保護等、道路・河川整備などの都市建設事業、水道ですとか病院等のインフラ、市の特徴をPRする文化事業など、それぞれが市民生活に密接しているものでございます。

しかし、志広組の事業には財政的な面で他のこうしたほかの事業と違った1つの特徴があります。消防初め、ごみ処理などは、先ほど太田議員もございましたけれども、施設の改修・更新など、その多くでほかの事業より巨額の費用がかかるという点です。それだけに単年度の予算、決算だけではなくて、長期にわたり、こうした事業に対し財政的にどう対応しているかを見きわめることが大事であると考えております。

私は組合議員でありますと同時に藤枝市議会議員でもございます。原則、両市からの負担、これらの原資は藤枝、焼津両市民の税金から構成されておりますこの負担金、分担金で運営を行っております組合は、これからかかるであろう、こうした巨額な費用をどう捻出して負担をどう求めるか、今後の財政状況を両市民に知らせるのは当然と考えております。

まず、1つ目ですけれども、平成25年度より組合の所管となりました消防部門、その消防車両には最新の設備が求められますと同時に、寿命もあるわけです。その対策として、長期にわたります消防車両更新計画というものが策定されております。

一方で、他の志広組所管の管財、ごみ処理ですとか斎場、これらも施設の更新ですとか新設には多額の経費がかかるものと思われましても、これらについて、財政的な試算を含めた更新計画があるのかないのか、まず、その計画の存在についてお伺いします。

2番目は、国会でありまして地方議会でありましても、それぞれ予算、決算に対し議会の議決が必要とされておりますのは、憲法83条にあります財政民主主義の考え方によっております。行政が運営されていくには資金が必要なことは言うまでもございません。その膨大な資金をどう集めてどう管理するか、そして運営していくかは行政の判断いかんによっています。しかし、徴収される市民から見れば、予算がどう組まれて、ちゃんと支出

されているかということは重要な関心事です。

そこで憲法では、この行政が使う費用の予算から決算までの一連の流れの財政に対して、民主的なコントロールが及ぶように憲法で規定をしている、これが83条です。市民の代表であります議会に予算、決算議案の議決権を持たせることを規定しております。これが財政民主主義の考え方でありまして、さらに歳入に対しては84条で租税法律主義と、歳出に対しては85条で国費支出議決主義というものを置いて、さらにこうしたところに民主的にコントロールが及ぶように規定しております。

強制的に負担を強いられる市民から見て、役人が恣意的に使わないように、議決で法律制定にゆだねるようにすると。古代から中世の時代は、封建領主や絶対君主が住民に強権的な徴税をかけて、やりたい放題やっていた時代がございましたけれども、さまざまな民主的な革命を経て近代となり、そして、日本でも憲法ができました。その中で、そうしたやり方を改めて、近代では国民主権、民主主義の観点に立脚した、こうした財政でも当然の民主主義の考え方で規定がされているわけです。

よって、志広組も市民の代表であります組合議会に対して大規模な管財の更新ですとか新設などの財政運営方針、消防だけでなくクリーンセンター建設が喫緊の課題となっているわけですから、そろそろあらかじめ明らかにすべきときに来ているのではないかと、すべきではないかということで質問いたします。

○議長（植田裕明議員） 当局から答弁を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（植田裕明議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（北村正平） 石井議員にお答えいたします。

初めに、志広組の今後の財政運営を市民に明らかにすべきではないか、この1項目め、更新や新設に多額の経費がかかるものについて、財政的な試算を含めた更新計画、このことについてでございます。

本組合では、毎年度、現在取り組んでいる事業、あるいは今後想定される事業等につきまして、事業の内容あるいは事業費、懸案事項等を盛り込んだ、向こう10カ年の、いわゆる志太広域事務組合主要事業計画、このことを作成しているところでございます。

この計画の中で、これらの事業をどのように実施していくべきかを年度別に具体的に示すとともに、予算の平準化の検討、あるいは2市の分担金の推移を検証しております。

あわせて、毎年、本計画における各事業につきまして、国や県の補助金などの特定財源の動向、あるいは起債の有利性などを踏まえまして、事業の優先順位あるいは平準化、事業内容の見直しなどをしながら次年度の予算編成をするほかに、そのほかの経常経費等を加えました本組合の財政収支見通しを立てているところでございます。

次に、2項目めの、議会に対しまして、大規模な管財の更新や新設などの財政運営の方針を明らかにすべきではないか、このことについてでございます。

本組合では、現在建設中の新斎場、あるいは調査計画中のクリーンセンター、し尿処理施設など、2市の市民にとって一日たりとも欠くことのできない施設の整備を予定しております。

こうした事業を進めるに当たりましては、2市の企画財政部局を初めといたしまして、関係部局と連携を密にいたしまして、事業計画や財政計画について十分な協議を行っております。

本組合の歳入の約8割が2市からの分担金、つまり、市民からの税金で賄われておりまして、こうした大規模事業が2市の財政に与える影響が非常に大きいものでありますこと

から、説明責任を十分果たしていかなければならないと認識をしております。

したがって、各大規模事業につきましては、今後、基本計画や実施計画等によりまして事業費が精査されてまいりますので、その段階で、本議会にはもちろんのこと、2市の市民の皆さんにもしっかり事業内容、また、収支計画等について御報告をしていきたいと考えております。

○議長（植田裕明議員） 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） 当然、その組合というものは多くの多大な財政負担が長期にわたって見込まれる事業というのを抱えておりますので、単年度だけの予算編成にとどまらないところが非常に大きいというように思っておりますけれども、その中で、先ほど管理者からの答弁をいただきましたが、向こう10カ年の志太広域事務組合主要事業計画というものが作成されていると。

この中には、事業の内容はもちろんですけれども、費用、懸念事項といった、こうしたことも盛り込んだものであると。その中に当然、私が出しております財政収支の見通しも含まれたものが、組合の主要事業計画というものが、これはあるということですね。それがあるのであれば、皆さんも見えていないと思っておりますけれども、これは、市民、もちろん議会、こうしたところに公開していくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○事務局長（高橋康宏） 議長。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） 10カ年の主要事業計画でございますけれども、組合のごみ処理施設や尿処理施設などに関しましては、特殊な機器や、例えばダイオキシン対策など、ある程度期間を置いて機器の交換とか修繕をしなければならないというものがございます。そうした場合には、通常の経費よりも多額の費用がかかるというようなときもございます。そのような場合に備えまして、組合では10カ年の長期計画を作成しながら、施設も幾つかあるものでございますので、担当課、総務課が確認しながら、事業費の平準化、あと実施時期等についての検討を今現在してございます。

したがって、現在、組合がつくっている計画というのは10カ年ということなのですが、例えば、来年、再来年は何をやるかというような形を念頭に置いた計画づくりというような意味合いもあります。

したがって、この計画の段階では、現在、今年度以降の事業費というのは精査されていませんし、今現在はあくまでも内部資料的なつくり方という形をとっておりますので、公表に当たっては方法等の検討をしていきたいと考えてございます。

○議長（植田裕明議員） 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） 確かにそういうところは不完全なところがある、それは当然ですけれども、ただ、やはり計画を出して、その計画どおりいかないから何だということ言うわけではございませんので。方法等、今のところ内部資料的なところもあるというふうにおっしゃいましたけれども、そういったところも意志形成途中といったものもあると思っておりますけれども、基本方針として公表していきたいという考え方で間違いないか、このことをちょっと確認をしたいと思うのですけれども。

○事務局長（高橋康宏） 議長。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） 特に、この件に関しては、秘密にするとかというようなことはありませんので、整い次第、公表ということは考えていきたいと思っております。

○議長（植田裕明議員） 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） 公表していきたいということで、公文書ですから、当然公表して

当たり前の原則の話だというように思っております。明らかにすべきところは、やはり明らかにしていくべきが大事ななというように思っています。

これまでほとんど公開されてこなかったということ自体、ちょっと私、問題かなというように思っておりますけれども、現在の答弁で、公開していきたいということでございましたので、この点については進めていただきたいと思います。

次の財政民主主義の問題についてお伺いいたします。

今言いました志太広域事務組合の主要事業計画の中で、先ほど財政状況も含めてであるとそれを総合的な計画として入っているということですね。それを公開していくということでございました。

もう少し具体的にお伺いしたいと思っておりますけれども、直近に迫っているのが、何といたしましてもクリーンセンターの整備の事業だというように思います。そのためにどれだけの起債をするか。その起債もどういう見通しを立てているかといったところが迫られてきていることかなというように思うのですね。

市民の声ということを私もちょっといろいろ聞きます。そのことをちょっと紹介させていただきますと、例えば、私の公約には、介護保険料を値下げすべきだというのがございます。この間、値上げされましたけれども、これを値上げしないために財源は幾らかというのを市議会でも取り上げましたが、2億円必要なのですね。2億円あれば介護保険料は値上げせずに済むということがございます。でも値上げされてしまいましたけれども。

しかし、では、2億円あるから2億円出すと財源を示さずに言うのは、やはり説得力がありませんので、必ずそういう、2億円を出すのであれば財源を示して値上げをすべきでないということもあわせて言わないと説得力がないというように私も思っております。

藤枝市の場合ですけれども、特別会計の基金というものは枯渇している状況になってきておりますけれども、そういう中で、私の立場で具体的に財源を示すことができるのか。一般会計からの基金、財政調整基金と呼ばれるものですね、これが今、藤枝市には80億円ある、焼津市は64億円くらいだと思いましたがけれども、こういう一般会計の基金があるから、それを使って介護保険料の値上げをすべきでないということを使うわけですが、ところがこの財政調整基金というものは、これまでの藤枝市の説明ですと、特定目的の基金ではないので用途は示せないというふうになっていたのですが、9月の議会で、当初予算でこれは示すということが私の質問の中にありましたけれども、市民から見れば、これだけ貯金がある、生活が苦しいときに、今こそこういう貯金を使うべきではないかという感情を持つのは当然だというふうに思うのですね。

一方で、行政としてどうかということになると、クリーンセンターの建設が迫っているから、そのためにはこれはたまたまなければいけないと。必要な財源だと。これも一方ではわかります。それは当然必要な財源ですから。でも、そうしたあいまいな説明というのですか、大規模事業ですとか災害に備えてというだけの説明で市民が納得するかといえ、これは決して納得できないというふうに思うのですね。

ですので、この議会で聞きますけれども、このクリーンセンターの整備事業に対して財政をどう構築していくか明らかにすべきだというふうに思うのですけれども、このクリーンセンターの整備事業に対して、財政構築をどの段階で市民に説明するのか、このことをお伺いします。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） クリーンセンターにつきましては、今後、地元の建設合意を受けまして、それをいただいた後に本格的な事業展開というふうに進んでいきます。

今現在の計画におきましては、平成32年度の稼働ということで進んでございます。その

目標に向かって現在取り組んでございますけれども、今の段階で具体的な時期というのはなかなかお示しすることは難しいところもありますけれども、建設工事全体の工事概要につきましては、平成28年度くらいには全体的な姿がわかるのではないかなというふうに思っていますので、現時点ではそれを目標というふうなことで考えてございます。

○議長（植田裕明議員） 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） もちろんクリーンセンター、住民の合意が必要なことから、公表をばっと出すというのはなかなか難しいことかと。あくまでも予定地でありますので、現段階では候補地ではありませんので、その中で、そういう合意がまず大事だというふうに思いますけれども、財政状況も示すことも一方では大事であると。その中で、平成28年度中の目標にということを示していきたいと。そこら辺かなというように私も思います。住民合意が必要ですから、それはまず第一にしていきたいというふうに思っておりますけれども、やむを得ない状況下であれば、こうしたものは変更があっても、先ほども言いましたけれども、それはやむを得ない状況下であれば、変更があっても私もこれは構わないというふうに思うのですけれども、財政民主主義の立場から、やはり明らかにすべきところはすべきだと思っておりますので、そうしたところは発表していただきたいというふうに思うのです。

クリーンセンターだけで言いましたけれども、冒頭から言っておりますように、組合の事業は大規模な施設修繕が必要な事業が多くございまして、その多くは当然起債が必要となってくる事業です。例えば、組合の決算状況も私も経年的に見てきて、1つの事実気づいているのですけれども、新斎場建設のための起債といったものが平成25年から始まっています。この年は、新斎場は1,900万円。平成26年度は1億3,350万円と大幅に増えてきております。これからも起債が続くと思っておりますけれども。消防もそうですね。消防も当然必要なことですから、デジタル無線事業ですとか、救助工作車整備事業ですとか、起債名、いろいろ名前ありますけれども、平成24年が8,100万円からスタートして、平成25年が1億8,000万円、今決算では2億6,000万円の起債と。

これまで組合というものはほとんど起債がございませんでした。ところが、この平成24年・25年度から、消防も入ってきたことが大きな原因だと思っておりますが、起債がすごく入ってきている。だから、予算規模も膨らんできているわけですね。決算の状況を見ますと、歳入歳出大体これまで22億円くらいでしたが、平成25年・26年度になりますと48億円から49億円くらいになってきている。予算がすごく増えてきているわけですね。

消防とかは必要な事業ですから当然起債することは必要なのですけれども、問題は、どうやって返していくか、それを公表しているか否かです。こうした起債に対して、利率ですとか残高、どの部分でこの議会や市民に対して知らしているかということをお伺いします。

○事務局長（高橋康宏） 議長。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） 組合債の関係でございまして、会計別事業別現在高というものにつきましては、本議会に議案資料として提出してございます一般会計及び特別会計の歳入歳出決算審査意見書、ここに掲載させていただきます。

以上でございます。

○議長（植田裕明議員） 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） この監査委員の付表、皆さんのお手元でも30ページ、31ページになると思いますけれども、ここに確かに起債がございまして。この付表を見ますと、事業ごとですとか借入れ先ごとの単年度の借入額と利子、現在どれだけ残っているかという記

述は確かにあるのですよ。ただ、元金をこれからどれだけ返すか。起債したばかりですから、今はまだ据え置き期間だというように思いますけれども、これから元金をどうやって返すかということは迫られてくるわけですよ。その記述がないのです。今のところは元金の返済は、この監査委員の付表を見るとゼロです。一般会計のほうですね。どういった形で返済をしていくかということがまだ示されていない。始まったばかりですから、そこまで出ていないという部分もあると思いますけれども、これは示すべきだと思うのです。

私の請求資料の中で、藤枝市の一般会計の起債は単年度ごとに私も資料をもらっているのですけれども、借り入れ先のみならず償還期間といったものも当然入っていますし、それから、据え置き期間といったものは当然入っています。年度ごと全てこれを公開しているわけですね。こうしたところの公開も必要かと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） 今の起債残高の関係につきましては、財政運営上重要な資料という形で考えてございます。今、議員さんがおっしゃられたような形の資料につきましては、2市でございますので、今現在としては2市を参考に、また、今、議員さんがおっしゃられたような具体的なものにつきましては、また今後検討していきたいと考えてございます。

○議長（植田裕明議員） 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） 今後検討していきたいと。藤枝だけの話をしましたけれども、焼津の状況も同僚の杉田議員が行いましたけれども、これは、焼津も当然償還期間というのは出しているわけですね。志広組も償還期間なしで金融機構から借りることはできないから、当然そういったものもやって起債を起こしているというふうに思えますので、今後そういったところを2市を参考にして具体的に公開していくことを検討したいということでしたけれども、志広組の起債自体はまだ少ないですからね、ただ、これから増えていくものだというふうに思うのですよ。今後増えてくる。

夕張の財政破綻。あれは、単体の自治体では借金を見抜けなかったのだけれども、一部事務組合の会計の中にこういう借金を潜り込ませていて、後からわかったと。そのときには取り返しがつかなくなったという痛苦の教訓があるわけですね。だからこそ総務省も新会計基準といったものをつくって、一部事務組合も財政状況指数というところに反映するように加味したところも、そういう教訓もございますので、一連の答弁で、そうしたところをこれから公開していくといった基本線は確認できたというふうに思いましたので、そうした方向で今後も進めたいというふうに思います。

終わります。

○議長（植田裕明議員） 以上で、石井通春議員の一般質問を終わります。

それでは、次に進みます。

9番 天野正孝議員。

○9番（天野正孝議員） 議長。

○議長（植田裕明議員） 天野正孝議員。

（登壇）

○9番（天野正孝議員） 藤枝市議会選出の天野正孝でございます。

私は、この決算に当たりまして、志太常備消防における組織体制について、いま一度質問させていただきたいということで、今回質問させていただきます。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

消防については、平成26年度決算において、特に常備消防費の不用額が3,303万円余生じております。常備消防については、これまでも多くの議員が組織体制の充実を一般質問され、特に消防人員定数については、平成25年度の組織合併より今日に至るまで、大いに

改善してきたところであることは評価しつつも、昨今の救急出動の急増状況、これを見る中では、まだまだ改善の余地が図られるべきであると考えて、以下3点について伺います。

まず、第1点目、昨年度から本年度にかけての組織体制について伺います。

第2点目、現状における年齢階層及び今後の採用計画等について伺います。

第3点、救命救急体制に特化した必要定数の今後の予定について伺います。

以上、明快かつ簡潔な答弁を求めます。

○議長（植田裕明議員） 当局から答弁を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（植田裕明議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（北村正平） 天野議員にお答えいたします。

初めに、志太常備消防における組織体制についての1項目め、昨年度から本年度にかけての組織体制について、このこととさせていただきます。

志太消防本部では、昨年度の広域化の効果とあわせまして、組織や装備、また、人員体制など、消防力全般についての検証を行いまして、その結果を踏まえまして、本年度から平成31年度までの5年間の計画期間といたします、いわゆる消防力強化計画、この計画を策定いたしまして、現在、この計画を着実に進めているところでございます。

具体的には、本年度は予防事務の一元化を図るために、予防課と消防指導課を統合いたしまして、救急業務の充実、あるいは大規模訓練の企画、さらに消防車両の整備など、災害対応力強化の専門部門といたしまして警防課を新設したところでございます。

また、救急需要が増加しておりますことから、退職者の補充に加えまして、新たに職員3人を増員採用いたしまして、現場の出動体制の強化を図ったところでございます。

次に、3項目めの救急救命体制に特化した必要定数の今後の予定について、このこととさせていただきます。

本年4月1日現在で当消防本部の条例定数は260人でございまして、現在の実員数は252人でございます。毎年救急需要が増加する中で、当消防本部におきましては、救急車の適正利用について積極的な啓発を行っているところでございますが、高齢化率の増加に伴いまして、救急需要は今後も増加していく傾向にあると考えております。

このため、救急救命体制の強化は消防としても重要な課題であると認識しているところでございますが、今後、救急救命体制に特化した必要定数を検討する場合にも、先般、消防力強化計画検証委員会を設置いたしましたので、その中で検討してまいりたいと考えております。

残りの項目につきましては、消防長よりお答え申し上げます。

○消防長（西尾正巳） 議長。

○議長（植田裕明議員） 消防長。

○消防長（西尾正巳） 天野議員にお答えします。

2項目めの現状における年齢階層及び今後の採用計画についてですが、本年4月1日現在の消防職員の年齢階層は、252人のうち、30歳未満が78人、30歳以上40歳未満が同じく78人で、40歳未満の職員が全体の62%を占め、40歳以上50歳未満が56人で22%、50歳以上が40人で16%となっております。

また、今後の採用計画につきましては、現段階では消防力強化計画の中でお示した退職者補充を原則とする考えであります。今後の検証結果や救急需要及び社会環境などを総合的に勘案する中で検討してまいりたいと考えております。

○議長（植田裕明議員） 天野正孝議員。

○9番（天野正孝議員） それでは、再質問させていただきます。

まず、第1点目、昨年度から本年度にかけての組織体制について、この件についての再質問です。

それでは、今、管理者のほうからいろいろなお答えいただきました。こうした中で、実際に今年度において、この改編の効果。今度警防課に合併されて強化されたという、この効果をどのように検証しているのかということをお伺いします。

○議長（植田裕明議員） 当局から答弁を求めます。

消防長。

○消防長（西尾正巳） 天野議員にお答えします。

効果はあったのかについては、今年度、警防課の新設により、救急救助業務の充実や大規模訓練の企画及び災害対応力を強化することができたと思っております。また、予防業務を一元化したことにより、事務処理の効率化が図られたことなどが効果として挙げられます。

以上です。

○議長（植田裕明議員） 天野正孝議員。

○9番（天野正孝議員） 効果というか、検証はされたということの認識で承りました。

その検証の結果を踏まえて、今度、今年度の決算を踏まえて、これからの話になると思いますが、来年度に向けて、実際にこれをどういうように生かしていけるのかということについて、再度お伺いします。

○議長（植田裕明議員） 消防長。

○消防長（西尾正巳） 天野議員にお答えします。

検証結果をどのように活用するかについては、検証内容は、組織、施設、車両、初動体制などが主な内容です。検証結果につきましては、必要に応じて計画の見直しを行い、常に改善を行うことにより住民のニーズに合った行政サービスに努めてまいりたいと考えております。

○議長（植田裕明議員） 天野正孝議員。

○9番（天野正孝議員） 何か紋切り型のお答えだったような感じがしますが、それでいいのかなという形の疑問を若干覚えます。当然、これは第2点目の再質問のほうに引っかけますので、その部分について、再度細かく聞いていきたいと思っております。

なぜ年齢階層を聞いたかということ、当然これは、若い方を多く抱えていかないと、なかなか将来の管理体制というのがとりづらいつい部分がございます。また、バランスということもございます。このバランスの中でどのようにとっていくのか。最終的には、前に松本修蔵議員もこれは質問された部分ではあるかなと思っておりますが、それこそ定数260人にどのような形に近づけていくのか、こういう部分について、この年齢階層を見た上で、消防力強化計画、こうしたものも毎年見直していくということですが、この辺についてどう考えていますか、もう一回お伺いします。

○議長（植田裕明議員） 消防長。

○消防長（西尾正巳） 定数についてですが、現在、消防力強化計画についての検証を行っており、具体的な人数を算出することは現在できませんが、特に救急需要の増加している分署の救急体制の強化を優先的に検討する必要があると考えております。

○議長（植田裕明議員） 天野正孝議員。

○9番（天野正孝議員） どうもちょっとかみ合わない部分も若干あろうかなとは思いますが。要は260、できれば非常に困難だという話、最初にありましたけれども、260という定数を挙げている以上、それに少しでもやはり近づけていくという、こういう努力、これ



は何よりも消防ではっきり言わせていただくと、去年あれだけの、申しわけないけれども不祥事もあって、なおかつ、1人、職員も鬱でやめているのですよね、8月くらいでしたっけ。こういったことも考えると、本当に若い人をしっかり育てていただけるのか。なおかつ、その優秀な消防職員を育てることによって将来の消防力強化に努められているのかという、この覚悟、こういう部分が必要だと思うのですよ。この部分について、消防長としてどう思うように考えられているか、再度伺います。

○議長（植田裕明議員） 消防長。

○消防長（西尾正巳） 天野議員にお答えします。

職員の教養とか教育、そういうものは、消防学校あるいは消防大学、それとか救急救命士の研修所などに多くの職員を派遣しております。それから、日々は、災害を想定しまして毎日のように訓練をして活動に備えております。

以上です。

○議長（植田裕明議員） 天野正孝議員。

○9番（天野正孝議員） いろいろな機会を捉えて、こういった機会も捉えて育てていることはわかりますが、一番重要なのは、現場で育てるということ、優秀な職員を現場で育てるということ、これが絶対必要だと思うのです。この部分について充実していかないと、これは本当に将来、一般の消防の強化ということが図られないのではないのかなということに危惧しています。ですので、そういう部分でちょっとお聞きしたかったのです。そういう部分で、例えば、現場でこの消防力強化計画、こういうものを实际的にどういう形で進めていくのか、どういう方向性で進めていくのか、こういう部分について、再度お伺いしたいと思います。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（植田裕明議員） 管理者。

○管理者（北村正平） 当然消防署だけではなくて、一般行政の組織も、やはり人だと思ふのですね。人の育成というのは大変重要なことであって、ただ、消防は特殊な業務がたくさんある。言ってみると、命を張って救急に当たらなければいけない。当然規制と、それと規律も必要になってきます。そういう点で、昨年、ちょっと見直しを必要とする事案もございましたので、それ以降、消防署の中でもそういったような組織体制を検討する委員会をつくって、しっかりとして今やって、若い人たちにも、今、教育が行き届いていると認識をしているところでございます。

最近、志太消防へ応募する一般の方たちが非常に多くなってきている。ほかの消防署に比べて非常に高度救助隊だとか、あるいはこの規律の面でも勝っているものがありまして、私はいい方向に行っていると思いますので、ぜひこれからも、今検討している委員会等も含めて充実させて、その人材の育成には一義的に我々も心してやっていきたいというように思っているところでございます。

○議長（植田裕明議員） 天野正孝議員。

○9番（天野正孝議員） ぜひその辺はそういう形で進めていただきたいと思います。

なおかつ、情報を公開していただければ、この部分について、例えば、この議会として応援できるところは応援していかなければならない、これを本当に思います。

その上で、3点目に移らせていただきますが、救命救急、これが本当に大切なことだと思います。三次救急等も始まるという話も、これも出ております。こうした中で、実際には、例えば各消防署に兼任でいて、災害があったときに、やはりそちらに救命としてとられてしまう人員というのかなりあるのかなと。私の試算では、多分、消防署あたりですと、あと9人くらい専門がいないと、完全に同時に災害が起こったときに対応がしづらい

という、こういうような試算もちよっとしているのですが、実際にこの部分についても消防力強化計画の中でも検証されると思いますが、この辺についてはどういうふうを考えていますか、お伺いします。

○議長（植田裕明議員） 消防長。

○消防長（西尾正巳） 天野議員にお答えします。

救急車については、8台保有しております。その8台が全て出払ったと、要するに、同時に出動したという例は昨年2件ありましたけれども、間が6分とかそういうもので、あと救急車が8台なくなってしまうたら、次の予備車という救急車がありますので、それを活用して救急活動を行いたいと思っております。

○議長（植田裕明議員） 天野正孝議員。

○9番（天野正孝議員） 台数のことではなくて、その人員の関係についてお伺いしたのですが。再度お願いします。

○議長（植田裕明議員） 消防長。

○消防長（西尾正巳） 済みません、議長。

○議長（植田裕明議員） どうぞ。

○消防長（西尾正巳） 人員ですが、消防施行令の規定に基づいて、救急車1台につき3人以上と示されておりますので、その人数は配置されております。

以上です。

○議長（植田裕明議員） 天野正孝議員。

○9番（天野正孝議員） それでは、お伺いしますが、同時に災害が起こった場合、特に、今回東日本大震災のように、一遍に救急も必要になってくる、なおかつ災害が起こったと、こうしたときの体制、これについては十分とれるという認識でよろしいのですか。

○議長（植田裕明議員） 消防長。

○消防長（西尾正巳） 議長。

通常の災害はとれると考えておりますが、大きな災害になれば、先ほどお話ししたとおり、市長の要請で緊急消防隊とか自衛隊、警察などに要請をかけて、連携を図って活動に当たりたいと、そういうふう考えています。

○議長（植田裕明議員） 天野正孝議員。

○9番（天野正孝議員） 意識してこれは責めているわけではなくて、充実していただきたいということ。それで、なおかつ、去年ああいう不祥事が起こった背景と言っては申しわけないのですが、やはりいっぱいいっぴいのところでやっている部分というのはあると思うのです。当然消防署というのは、いわゆる体育会系ですよ。しっかりとした上下関係があって、その中で、指令で動いていくという、こういう体制についても十分理解はしているのです。

ただ、その上で、一人一人の消防の職員が正常にやはり育てていただきたい。そのためにはやはりそれなりの充実が必要なのかなと。昨今もあるように、定数が260人、なかなかそれには近づけられないよという部分がありますけれども、この部分については、ぜひ声を大にして、我々も協力しますので、人数をある程度充足する中で、救急体制になったらこういう形になるのだという部分の考え方をまず持っていただきたいなということ、このバックアップというのですか、そういうふうな思いで今回質問したわけでございます。ぜひその辺の考え方をしっかり持っていただいでやっていただきたいなと思えます。

それとあと、救急の出動数等も事前にちょっと調べさせていただきました。これは、平成26年度9月末は7,000件ちょっと。実は今年の9月末現在、調べさせていただいたら7,500件と、500件増えているのですよね。重篤なケース。それでしたら本当に、先ほど言

ったように、三次救急の体制ができる中で、しっかりこの辺については無理なく活動されているなということであればいいかなと思うのですが、逆に、いわゆるタクシーがわりと言っては申しわけないのですが、まだまだ救急車を呼ぶタイミング、このタイミングについて、この体制に迫いついていけないような状況になっているということでは非常に困ると思うのです。

救急体制を図るに当たっては、当然こういった部分についての両市民に対する啓蒙というものも、これは必要だと思います。この辺について、どのように考えているか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（植田裕明議員） 消防長。

○消防長（西尾正巳） タクシー的な利用がどうかという部分では、本年もこれまでに出勤した救急件数の約半数を占めております。軽症者の要請が全て救急車で搬送を要しないものではありませんが、明らかに救急車で搬送を要しない事案も確認されております。

本年度においては救急車の適正利用について幾つかの事業を進めており、今後さらに事業の推進に努めてまいります。

○議長（植田裕明議員） 天野正孝議員。

○9番（天野正孝議員） 本年度にその適正化に向けて実際にやっている事業というのは、例えば、例示で結構ですので教えていただけますか。

○議長（植田裕明議員） 消防長。

○消防長（西尾正巳） 天野議員にお答えします。

現在行っている事業は、リーフレットの作成、それからポスターの募集、これらはもう終わっております。今度は搬送業者、タクシー業者等に、運んでもらうときにその認定証を出す、そういう業務を今、進めております。

業務の内容は、去年6月に若手職員10人が集まってプロジェクトチームをつくりました。そこから進めておりますが、主な事業としましては、5つの事業をこれから3年間かけてやっていくつもりでおります。

以上です。

○議長（植田裕明議員） 天野正孝議員。

○9番（天野正孝議員） 厳しい言い方で質問して申しわけないなという部分も若干あるのです。なぜかという、やはり消防というのは命のとりでなので、この両市において、市民が安心安全の中で生きていくためには本当に不可欠な部分だと思いますし、消防職員もそれぞれ本当に頑張っていると思います。本当に我々の大きな後ろ盾だということも含めて、人員の、いわゆる充実、そして救急体制の充実、なおかつ、この救急が今どういう状況であるのかという部分の公示をぜひ両市民にお伝えし、先ほど言ったように、タクシー的に使うという、こういう行為をなるべくやめていただく。来ていただいて、速やかに医療機関との連携がとれるような状況というのは必要だと思うのです。

昨今から救急救命につきましてはいろいろな問題が各地で起こっておりまして、一時期に比べまして、たらい回しにされるということが非常に少なくなってきておりますが、まだまだキャパ的にはこれから充実しなければならない部分がございます。こうしたところで、やはりそういったものに速やかに対応できる力というのを消防はつけていかなければならないと思います。なおかつ、そういうことが対応できる職員を一人でも多く育てていくという努力が必要だと思います。

こうした部分を含めて、本当に何回も私、質問させていただいておりますが、この決算を見る中で、こういった不用額が出る、こういう状況の中で、ではそういう部分に使ったらどうなのかなということの思いで今回、一般質問させていただきました。

今後、消防力の強化、そして職場環境の改善、こういったものにぜひ尽力していただいで頑張ってくださいことを強く求めて、私の一般質問を終わります。

○議長（植田裕明議員） 以上で、天野正孝議員の一般質問を終わります。

それでは、次に進みます。

3番 杉田源太郎議員。

○3番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（植田裕明議員） 杉田源太郎議員。

（登壇）

○3番（杉田源太郎議員） 通告により一般質問を行います。日本共産党の杉田源太郎です。

ごみ処理の最終処分場とその管理、そして、高柳・一色清掃工場の残渣処分、この2点について質問いたします。

まず、ごみ処理の最終処分とその管理についてです。

私たちが生活をする中で排出をしてきたごみがどのように処理、処分され、また、自然環境への影響を守るため、処分されたものがどのように管理をされているかについて、私たちは責任を持たなければなりません。ごみの減量化、ごみの資源化を進める上で、私たちの生活のあり方、これを振り返る立場で質問いたします。

ア、藤守、助宗の焼却灰、下之郷の瀬戸物・ガラス等の埋め立て、この総処分量はどれほどであったのでしょうか。

また、各管理地の埋立期間及び現地での水質等の測定はいつから開始されていますか。

イ、生活環境項目、これは、当局のほうから資料をいただきました。放流水、河川水、原水、地下水、おのおのの測定結果について、水質測定を行い始めた時期と最近の測定結果とどのような傾向があるのか、その結果についてお答えください。

また、今後の推移をどのように分析をしているか、お答え願います。

ウ、「測定結果は関係法令基準値以内」、これは放流水の測定結果だと思いますが、原水の測定結果から、放流するに当たり基準値以内にするために行う作業は何であるのか、お答え願います。

エ、各管理地の管理費が最近5年間でどのように推移しているか。藤守と助宗の管理費の違いについて、その要因についてお伺いいたします。

次に、大きな2番として、高柳・一色清掃工場の残渣処分についてお伺いいたします。

昨年度の報告で、最終処分地が県外に移され、埋め立てが約5,000 t、そして、資源化が1,700 t。これは、もう資源化が進んでいるということで、新たな希望、ごみの資源化でそういう方向性が示されています。自分たちが排出したごみ、その最終処分を今、他県へ依頼するわけですから、その処分についても責任を負っていく必要があると思います。

そこで、ア、埋め立て処分された焼却灰について環境調査が実施されていると思いますが、どのような調査内容ですか。そして、その安全性、環境保全性について、確認はどのようにしていますか。立会検査は行われていますでしょうか。

イ、全体の3分の1が資源化されているとのことですが、資源化されるものとされないもの、この違いがあるのかないのか。もしないとすれば、これを増やしていく展望はありますか。

以上、質問といたします。

○議長（植田裕明議員） 当局から答弁を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（植田裕明議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（北村正平） 杉田議員にお答えいたします。

初めに、ごみ処理の最終処分場とその管理についての2項目めの、測定結果について、始めた時期と最近の結果でどのような傾向があるか、また、今後の推移の分析、このことでございます。

藤守と助宗の放流水、また、河川水、地下水、この生活環境項目の測定結果は、いずれの項目につきましても基準値以下で安定をしているところでございます。

一方で、水処理を行う前の原水のきれいさをあらわすBOD、またCODの数値は、現在では放流水の水質基準以下に低下しておりますが、pH値は両箇所とも約12前後、これは中性が7ですので、強アルカリ性で、その基準値を超えて推移しておりまして、当面、水処理が必要となります。

また、下之郷については、埋立物が陶器・ガラスくずでありまして、水質に影響が少なく、当初から測定結果に大きな変化はございません。

組合が管理いたします最終処分場につきましては、今後とも市民に安心していただくために万全を期してまいります。

次に、標題2の高柳と一色清掃工場の残渣処分についての1項目め、埋立処分された焼却灰について、環境調査の内容と安全性、環境保全性についての確認及び立会監査、このことでございますが、焼却灰を行政区域外へ処分委託する場合、処分場の立地する市や町と事前協議が必要となります。その中で、高柳、一色両清掃工場の焼却灰の含有水分あるいは不燃物割合のほか、焼却残渣物の、いわゆる熱灼減量、この測定、及び飛灰の鉛測定を毎月、そのほかダイオキシン類の測定は年に1回、放射能測定も3カ月に1回行いまして、その結果を通知して安全性を相互に確認をしております。

また、受け入れ先の株式会社ウィズウェイストジャパン、これは群馬県草津町にございますけれども、それとグリーンフィル小坂、これは秋田県の小坂町でございます、この最終処分場におきましても、法に定められた維持管理基準に基づきまして放流水と周辺地下水等の水質測定を行って、その結果をホームページに掲載公表しているところでございます。

さらに、年1回、職員が現地に赴きまして、処分場の処理工程や環境保全設備等の運転状況について確認をしております。

次に、2項目めの資源化されるものとされないものの違い、それから、資源化を増やしていく展望、このことでございます。

焼却灰の資源化では、セメント原料、あるいは人工砂、さらに路盤材として資源化しておりますが、資源化製品によっては焼却灰に含まれている塩分などの制限がありまして、コストにも差が出てきております。

資源化を増やしていく展望でございますが、ごみ処理に係る、当然、経費の観点から見れば埋立コストのほうが安価であります、環境問題への関心の高まり、あるいはリサイクルの推進が進められている中で、焼却灰の資源化の推進は時代の流れでもございます。コスト削減の課題を勘案しながら、資源化率の向上に努める必要があると考えております。

残りの項目につきましては、事務局長よりお答え申し上げます。

○事務局長（高橋康宏） 議長。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） 杉田議員にお答えいたします。

標題1のごみ処理の最終処分場とその管理についての1項目めの処分場の埋立総処分量、水質測定の開始時期でございますが、藤守の埋立期間は昭和63年4月から平成13年2月までで、数量は焼却灰9万3,287<sup>m</sup>、水質測定は昭和63年5月から開始してございます。

助宗の埋立期間は昭和58年7月から昭和63年4月までで、数量は焼却灰3万3,961m<sup>3</sup>で、水質測定は昭和58年8月から開始してございます。

下之郷の埋立期間は平成15年1月から平成25年1月で、数量は陶磁器・ガラスくず類6,755m<sup>3</sup>で、水質測定は平成10年11月から開始しております。

次に、3項目めの原水の水質測定結果から放流するに当たり、基準値以内にするために行う作業は何かでございまして、藤守、助宗の水処理につきましても、基準値を超えているのはpH値のみでございまして、原水をpH調整により中性にして放流してございます。

次に、4項目めの藤守、助宗の管理費の最近5年間の推移と両者の違いでございまして、管理費は藤守が1,300万円から1,500万円、助宗は1,000万円から1,300万円に推移してございます。

両者はそれぞれの施設設備機器等の構造や環境が異なるため、機能保持の整備費に差が生じてございます。

以上でございます。

○議長（植田裕明議員） 杉田源太郎議員。

○3番（杉田源太郎議員） ありがとうございます。

ちょっと再質問させていただきます。

まず、管理者の答弁にもあったのですが、下之郷のほうは瀬戸物だとかガラスなので余り環境に影響はないだろうということで、その水質検査というものも、今ずっと行われているけれども、かなり低レベルでずっと維持していると。これは、今後どのくらいまで、いつまで続ける予定でしょうか。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） 下之郷の水質検査の時期ということですが、水質測定につきましては、埋立終了年次から2年間までは実施する必要があるということですが、しかし、地元の要望が予想されますので、当分の間は継続していきたいと考えてございます。

○議長（植田裕明議員） 杉田源太郎議員。

○3番（杉田源太郎議員） 先ほどの太田議員のほうの質問とちょっとダブるかもしれませんが、瀬戸物だとかガラス、そういうものというのは土には返らないと思うのですが、そのまま埋め立てたところの現場を見学させていただきましたけれども、地元との協議で、今後、使い方について協議をしていくということなのですか、地元との協議というのはもう始まっていますか。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） 協議と申しますか、地元の意向につきまして、現在、確認しているところでございます。今のところ具体的な要望は示されていないというふうなことでございます。

○議長（植田裕明議員） 杉田源太郎議員。

○3番（杉田源太郎議員） 地元の要望というのかな、グラウンドとして使うというような、そういう要望が多分出るのかななどという、現場を見た感じではそのくらいにしか思えないのですが、何かこのように使ったらどうだというような提案などもされていますか。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） 特に具体的にまだ報告できるような内容というのは聞いていません。

○議長（植田裕明議員） 杉田源太郎議員。

- 3番(杉田源太郎議員) わかりました。またわかったら教えてください。
- 次に、測定の問題なのですけれども、昨今、データのその信頼性の問題についていろいろ言われています。私は、事務局のほうからいただいた藤守、そして、助宗の最終処分場の水質測定結果の一覧表を見させていただいて、どのようなチェックをやられているのか。pHの問題については先ほどいろいろなことをやられているというのを聞いたのですけれども、BODあるいはCOD、生物的あるいは化学的なその酸素量の問題なのですけれども、この測定、監査というか、そういうものを業者に委託していると思うのですけれども、その監査だとか、そういうものを業者に対して行っていますか。
- 事務局長(高橋康宏) 議長。
- 議長(植田裕明議員) 事務局長。
- 事務局長(高橋康宏) 水質検査の業者の監査ということでございますけれども、まず、水質業者につきましては、県から計量証明事務登録証明書というのを発行された事業者が環境計量士の有資格者による計量証明書で報告されてございます。したがって、それにつきましては、信頼性が保証されているものと考えております。
- 議長(植田裕明議員) 杉田源太郎議員。
- 3番(杉田源太郎議員) わかりました。
- その管理は3年、そして、測定は1年契約というようにお聞きしているのですけれども、これは、契約期間の更新のときに新たな業者に委託される、その委託業者についての取り決めはどのようになっていますでしょうか。
- 議長(植田裕明議員) 事務局長。
- 事務局長(高橋康宏) 取り決めと申しますか、基本的な指名競争入札によりまして行ってございます。今、3年というのは長期継続契約によって行っているというふうなことでございます。
- 議長(植田裕明議員) 杉田源太郎議員。
- 3番(杉田源太郎議員) 管理は先ほどの御予定の中にもあったように、継続性とかそういうものが必要なのかなというふうには思います。では、その測定のほうに関しては、これは、入札によるということですが、これは、今まで業者がかわったことはありますか。
- 事務局長(高橋康宏) 議長。
- 議長(植田裕明議員) 事務局長。
- 事務局長(高橋康宏) 業者はかわってはございません。
- 議長(植田裕明議員) 杉田源太郎議員。
- 3番(杉田源太郎議員) 今の答弁の中で入札方式をとっているということですが、今、県内だか、あるいはこの地域内だか、この中に測定業者というのは何社ほどあるのでしょうか。
- 議長(植田裕明議員) 事務局長。
- 事務局長(高橋康宏) 測定業者、登録事業所というのですけれども、中部地区で15社ございます。
- 議長(植田裕明議員) 杉田源太郎議員。
- 3番(杉田源太郎議員) それでは、その入札するとき、必ず応札というのが複数あるということよろしいですか。
- 議長(植田裕明議員) 事務局長。
- 事務局長(高橋康宏) そのとおりでございます。
- 議長(植田裕明議員) 杉田源太郎議員。

○3番(杉田源太郎議員) その中で引き続き同じ業者がずっと続いていると。信頼性があるという、そういうように解釈していいと思うのですけれども、これは、何というのか、静環検査センターですか、ここで今やられていると思うのですけれども、ここへの聞き取りで、業者のその検査会社の人があるどのように検査をされているかということ聞き取りしました。その中で、本当にJ I Sの規格にのっとって、そのとおりにやられている、そういうことをスムーズに答えが出ているということについて、すごく安心をしました。そういうことで、今後どうするか。入札ですので、どうなるかということについては、またそちらの判断に任せることになると思うのですけれども、このJ I Sにのっとりながら、決められた基準値以内であることを確認して、それを地域だとか、あるいは県のほうにも報告がされているのではないかなと思うのです。

今、そのp Hの問題についてお答えありましたけれども、BOD、COD、生物的あるいは化学的なその酸素の要求量ですけれども、その問題、この測定結果、このところに基準値というのがあります。この基準値は、どこで、だれが、どのように定めているのか、お答え願えますか。

○事務局長(高橋康宏) 議長。

○議長(植田裕明議員) 事務局長。

○事務局長(高橋康宏) 基準値でございますけれども、例えば、排出基準等につきましては環境省告示、ダイオキシン類については厚生省告示等の分析方法によることとなっております。

○議長(植田裕明議員) 杉田源太郎議員。

○3番(杉田源太郎議員) この基準値の例えばBOD、生物化学的酸素要求量ですけれども、ここの測定結果、これは放流水でほとんどが0.5mg/l。これに対して基準値が60mg。ものすごく大きな隔たりがあります。またCOD、化学的な酸素の要求量ですが、ここでも基準値が90mg以下、そして、放流されている実際の値、放流水ですね、そこでは1.2mgから、大きいときでも四点幾つというような、こういう数字になっているのですけれども、この基準値と実際の測定結果、この大きな隔たり、これはどのように解釈したらよろしいですか。

○事務局長(高橋康宏) 議長。

○議長(植田裕明議員) 事務局長。

○事務局長(高橋康宏) うちのほうの検査結果につきましては、非常に適切に管理をしているというように認識してございます。

○議長(植田裕明議員) 杉田源太郎議員。

○3番(杉田源太郎議員) 私がなぜこの数字を細かく聞くかということ、環境問題に対して、やはり自分たちが出したごみ、それが最終処分されたときに、その後、どのように自然が保護されているのか、どのようにここらが使われているのかということをもまず1つ聞きたかったわけです。

この60だとか90という基準値、60mg/lあるいは90mg/l、そういうものの値というのは、あくまでもその放流水、その1mg当たりのものですから、それが常時放流されているわけですね。放流されているその川。その川がどういう状態なのか、それを知る必要があると思います。

それで、この測定結果の中には、地下水であるとか、あるいは河川水のその状態も示されています。これは放流される前のところで計られているのだと思うのですけれども、その放流水のBODあるいはCOD、この数値も相当低いのですよね。相当低い中で、なぜこの基準値が60だとか90、こういう数字になっているのかを今、お聞きしたいのですけれど



ども。

- 事務局長（高橋康宏） 議長。
- 議長（植田裕明議員） 事務局長。
- 事務局長（高橋康宏） そこは国が定めた基準ということだものですから、それ以上のことはちょっとお答えできないのですけれども。
- 3番（杉田源太郎議員） 議長。
- 議長（植田裕明議員） 杉田源太郎議員。
- 3番（杉田源太郎議員） 環境省から出た数字は、私、わかっているのです。ですけれども、その数字というのは、もう一度ちょっと確認したいのですけれども、河川の汚れぐあいとか、そういうものを同じ環境省の、これも昨日こちらにも確認したのですけれども、環境省にも確認した中で、河川のBODはどのくらいが基準なのかとか、そういうもの、あるいはCODについてデータが出ています。その中で、例えば、CODについて出てくるものについては、1mg/ℓ、これ以下ではきれいな溪流と見なされて、ヤマメあるいはイワナがすむことができる、2mgから5mgでは少し汚されているかな。3mg以下ではサケとかアユが生息できる。あるいは5mg/ℓのところでは、ちょっと汚れが強けれども、コイだとかフナが生息できると言われています。そして10mg/ℓ、この河川の水はどういうふうに解釈されるかという、トイレの汚れとか、あるいは工場から出る汚れの水、汚水、そういうものが含まれるというふうに、環境省ではその河川の汚れについて位置づけていると思うのです。

こうなったときに、どれだけ希釈されるかというのは、その時々条件、雨が多きときとか、少ないとかだとかによって違うと思うのですけれども、希釈されればそれでいいということではなくて、やはりその環境にしっかりこちらが責任を負っていくのだという立場であったら、少なくともその河川の環境省が示しているその基準、そういうもの以下であるということのみずからが基準としていくことが必要なのではないかということをお願いしたのですけれども、どうですか。

- 事務局長（高橋康宏） 議長。
- 議長（植田裕明議員） 事務局長。
- 事務局長（高橋康宏） 国が定めた基準につきましては、環境に影響を及ぼさないと判断された数値を定めているものというふうに考えてございます。行政としましては、その基準の中で環境に及ぼさないというような基準をクリアすると同時に、もっと厳格な数値をと思っております。そういう意味で、適切な管理に今後努めていきたいと考えてございます。
- 議長（植田裕明議員） 杉田源太郎議員。
- 3番（杉田源太郎議員） これ以上言うのをやめますけれども、今言ったように、河川の汚染状態というか環境状態、そういうものが河川の種類によって位置づけが違ってくるわけですが、やはりそのところで10以下を目指していくというのは、河川全体ですけれども、そういうときに10以上あるようなものを基準値にしておくというのをもう一度検討していただきたいということをここでは要望しておきます。

さて、先ほど藤守と助宗の管理費の違いをお聞きしました。施設の状態によっても、内容によっても違うのだということはおわかりました。決算報告の中で、今、この2つの最終処分場で管理費が大体2,900万円くらいの経費がかかっていると思います。これは今後どのくらいまで。先ほどの答弁の中で、たしか測定し始めてから最近までの間、余り大きな変化はなかったというような回答だと思っております。毎年2,900万円、この管理費がかかってくるということ、これがあとどのくらい続くのですか。

- 議長（植田裕明議員） 事務局長。
- 事務局長（高橋康宏） 現在のところ、原水のpH値が急激に下がるということは、状況としては期待ができないということですから、水処理施設の維持管理、水質検査につきましては、当面継続をしていきたいと考えてございます。
- 議長（植田裕明議員） 杉田源太郎議員。
- 3番（杉田源太郎議員） 当面続いていくというお答えを今、私は要求しているのではなくて、めどとして、これがpHのところの問題があるのだったら、そのpHの問題について、どのくらいの、それが改善される目安というか、見通しを持たれていますかという質問です。
- 議長（植田裕明議員） 事務局長。
- 事務局長（高橋康宏） 現在、こういう状況の最終処分場につきましては、国、県におきましても、維持管理や課題について調査研究に取り組んでございます。組合としましては、そちらのほうの情報を収集して、今後も取り組んでいきたいと考えてございます。
- 議長（植田裕明議員） 杉田源太郎議員。
- 3番（杉田源太郎議員） 以前ちょっと参考に聞いたときに、50年を目安としているのではないかというふうに聞いているのです。ただ、今、日本のどこを探しても、これが50年たって、最終処分地の中でpHがちゃんと中性になっているよという、そういう結果が出ていないのですよね。
- それで、経済産業省の研究会、これは平成17年、ちょっと古いのですが、この中で、その時期は予測できないと言っているのですよね。それで、その安定化するためのこういう運転を続けることが必要だと。ただ、その運転費や、あるいは維持管理費がすごくかさんでいくよという、そういう中で、先ほど私が聞いたのは、t当たりの処分費によって値段が多分相当違うのではないかなと思うのですけれども、資源化をしていくというのが、このところにごく期待を持っているのですよ。
- 今後のその見通しの中で、セメント、あるいは砂だとか、路盤材とか、そういうものに使っていく、そういうところの割合をどのように増やしていくのかという問題、そして、今言った藤守あるいは助宗、そのところについて、50年、例えば何もならなかったとしたら、2,900万円、同じ2,900万円かどうかわかりませんが、その50倍、もう何年間か過ぎていたので40倍だかそれはわからないですけれども、その金額がずっとかかっている。そのときに、これは、たしか環境省の資料の中で、1回埋め立てた、最終処分されたその灰、焼却灰、そういうものをもう一回掘り返しながら、脱塩装置を使って、そして、それをセメント材に持っていただくとか、そういうことが検討されていると。実際にそれがされているところも、私が実際に確認をしたわけではないですけれども、そういうところが出てきているというような、そのような報告がありました。
- 何十年だか、私たちが今からずっと生きていけるかどうかわからないような、そういう年までずっと、子々孫々までそういうのをずっと続けなければならない。そういうことになったときに、もう一度それを掘り返してやっていくという、そういうことを考えられますか。
- 議長（植田裕明議員） 事務局長。
- 事務局長（高橋康宏） 現在埋め立てている埋立物につきまして、掘り起こして資源化、例えばセメント材料という話ですけれども、そこにつきましては、経費的な問題、多額の経費が必要になってくるというように考えてございますので、今のところは掘り返すなどということについては検討してございません。
- 議長（植田裕明議員） 杉田源太郎議員。

○3番（杉田源太郎議員） わかりました。

今のところということですので、また将来的には検討していただくことをお願いいたします。

さて、2番目の高柳と一色清掃工場の残渣処分についてですけれども、幾つかの処分地との事前協議が行われて、それで相互に協定などを結んで、今、処理をされているという回答でした。

そこで、先ほど、現地での視察だか査察、そういうものが行われていると言われたのですけれども、ここの視察、あるいは処理方法などについての、こういうところについて基準を設けて、これはやられている、やられていない、そういうことについての報告はありますか。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） 基本的には相手方、そういう埋立地につきましても厳しい基準、また、県や地元の皆さんとの協定等に基づいて管理されているところでございます。ですので、基本的に状況等につきまして、職員が伺って、処理施設等の状況等の確認ということで、今、対応してございます。

○議長（植田裕明議員） 杉田源太郎議員。

○3番（杉田源太郎議員） なぜこんなくどくど、くどくど言うかという、先ほどもちょっと言いましたけれども、データの問題について、今、静環検査センターだとか、あるいは、今、協定を結んでやっていただいているところ、そのところも基準を厳しくやられているのだなとは思いますが、そういうところについて、こちらとして、組合として、どういふように最終的に処理をされて、そのところが処理をされる、あるいはその計測をする、測定をする、そのところについて、どういふ基準で守られていくのが妥当なものなのか、そういうところについて、ただ、国でこうやって決まっていますよ、60ですよ、90ですよ、ただそれをうのみにするのではなくて、それでは川がどういふふう管理されているのか、どういふ基準があるのか、そういうものも勘案しながら、その県外の処分地などでも、そういうところがあるのかどうか、そういうのを、ただ、行って見えてきました、聞いてきましたではなくて、行くときに、必ずこういうことについては確認をしてくるだとか、そういうことを報告してもらいようお願いをしたいと思います。そういうことによって、この志広組への信頼だとか市民からの信頼、そういうものを高めていかなければいけないのではないかなと思います。

そして、最後に、先ほど言いましたけれども、全体の約3分の1が資源化されているのですけれども、今から資源化されていくもの、先ほども答弁ありましたけれども、1t当たりどのくらい、例えば、埋め立てだと1t当たり幾らくらいなのか、セメントだと1t幾らくらいなのか、あるいはその砂等については、路盤材については1t当たり幾らくらいの費用がかかるのか。先ほどの中では埋め立てが一番安いよということですが、具体的にその数値を明らかにしてください。

○議長（植田裕明議員） 少しお待ちください。

○事務局長（高橋康宏） 議長。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） 済みません。そこまでの数値は今ちょっと手持ちにないものから、申しわけございません。

○議長（植田裕明議員） 杉田源太郎議員。

○3番（杉田源太郎議員） 了解です。また後で調べて教えてください。

最後に、やはりお願いとして、自分たちの環境を守っていく、みずからがごみを出すの

は焼津、藤枝でその減量化に努めていく、そういうことをやらなければいけないということ、最終的に、その処理されるもの、そういうものについても自分たちが責任を負っていくという意味でも、その測定値とかそういうものについて、みずからその根拠を明らかにして、それを市民の前にもちゃんと説明できるようにする、そういうことをお願いして、一般質問を終わります。

○議長（植田裕明議員） 以上で、杉田源太郎議員の一般質問を終わります。

○消防長（西尾正巳） 議長。

○議長（植田裕明議員） 消防長。

○消防長（西尾正巳） 先ほどの天野議員の再質問の中で、タクシー的利用についての御質問がございました。

タクシー的利用が約半数という答弁をいたしました。救急出動の約半数を軽症が占めているということでございますので、訂正しておわび申し上げます。

○議長（植田裕明議員） ここで、しばらく休憩いたします。

午後1時から再開いたします。

午後0時04分 休憩

午後0時58分 再開

○議長（植田裕明議員） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

5番 西原明美議員。

○5番（西原明美議員） 議長。

○議長（植田裕明議員） 西原明美議員。

（登壇）

○5番（西原明美議員） 藤枝市議会選出の西原明美でございます。どうぞよろしく願いいたします。

今回の質問に当たりまして、組合議員として、私、初めて質問させていただきますので、これまでの議員の皆様の質問と重なるところがあるかと思いますが、クリーンセンターにつきましては、処理方式の決定等がございますので、あえて再度質問させていただきます。

通告に従いまして、標題2件につき質問をさせていただきます。

標題1、クリーンセンターの現状と課題について。

現在、藤枝市が用地の選定と地元対応を行っているところであり、また、これまで答弁・報告で、現在、環境影響評価を行い、建設に向けて事業進捗が図られているところと伺っております。その中で、今年6月にクリーンセンターの処理方式において、ストーカ方式が比較検討する評価項目である3項目の安全性と信頼性、環境性、経済性にすぐれているとのことにより決定したと報告を受けました。これまでクリーンセンターの進捗状況は伺えましたが、施設の全体像がなかなか見えてこないのが現状です。重要な施設だからこそ、地域住民はもちろんのこと、ごみの問題は毎日のことであり、大変身近な問題であるために焼津、藤枝の市民にとっての関心も高くなっております。また、地元の合意がなされれば本格的に事業がスタートし、用地の買収や造成工事、そして、建設着手となります。クリーンセンターは日量230tの処理能力と伺っておりますが、平成32年度稼働予定であるならば、施設全体の構想も早期に示されるものと思っておりますので、進捗状況を踏まえて伺います。

1、処理方式の決定がクリーンセンター建設の上でどのような意味を持つのか。また、決定に至る経緯を含めて伺う。

2点目、今後、処理方式のような決定をしなければならない事柄はあるか伺う。

3点目、環境面への配慮はどう考えているか伺う。

4点目、熱利用（発電）はどう考えているか伺う。

5点目、環境学習の拠点として、どのように考えているか伺う。

標題2、新斎場建設におけるガス発生と今後の対応について。

8月の全員協議会の折、ガス発生のご報告を受けましたが、斎場は2市28万人余りの住民にとって欠くことのできない施設であるとともに、不特定多数の人が絶えず集まる施設でもあります。ガス発生という事態において、安心安全を最優先に、工事を一時中止しガス対策に取り組んだことは、正副両管理者の英断であったと考えます。しかし、ガス発生が新斎場の建設に与えた影響は、経費や工程の面で非常に大きいものと思われま

す。そこで伺います。

1点目、現在のガス発生状況と現斎場への影響について伺う。

2点目、ガス調査の内容と工期について伺う。

3点目、ガス調査の結果からわかるものは何か伺う。

4点目、今後想定されるガス対策と今後のスケジュールについて伺う。

以上、標題2件につきまして、壇上よりの質問とさせていただきます。どうぞ御答弁のほどお願い申し上げます。

○議長（植田裕明議員） 当局から答弁を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（植田裕明議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（北村正平） 西原議員にお答えいたします。

初めに、クリーンセンターの現状と今後についての1項目め、処理方式の決定が建設の上でどのような意味を持つのか、また、決定に至る経過、このことについてでございます。

本年度、施設整備基本計画を策定しているところでありますが、これは、現在進めている環境影響評価の、いわゆる予測評価、この基礎資料となるものでございます。

処理方式を決定したことで、より精度の高い予測評価が可能となるとともに、住民の皆様にもわかりやすい計画が策定できるものと考えております。

なお、施設整備基本計画の策定に当たりましては、今後、地元の皆様はもちろんのこと、パブリックコメントを行いまして広く意見を求めてまいり予定でございます。

燃やすごみの処理方式の決定に至る経過でありますけれども、外部の専門家等で組織する処理方式検討委員会、これを平成23年11月に設置いたしました。この検討委員会におきましても、地元の皆様の御意見を聴取しながら、処理方式また溶融方式あわせて5方式の特性につきまして検討いたしまして、安定性・信頼性、環境保全性、経済性、この3項目を評価項目の柱として、全部で27項目を設定して評価を行ってまいりました。

その結果をもとにいたしまして、組合と2市で組織いたします整備検討委員会で処理方式の選定案につきまして災害廃棄物対策などの行政の観点も加味いたしまして検討を行いまして、最終的に処理方式をストーカ式焼却炉と決定したところでございます。

次に、2項目めの、今後、処理方式のような決定しなければならないその他の事柄、このことについてでございます。

先ほど述べましたけれども、施設整備基本計画の項目といたしまして、施設の規模あるいは施設方式に加えまして、環境保全計画、さらに熱エネルギーの利用、そして、施設全体配置計画、概算事業費、さらに運営管理計画、こういうようなものを定めてまいります。

次に、3項目めの環境面への配慮でありますけれども、クリーンセンターは環境保全面

について、特に、排ガス対策については最新の処理施設を導入いたしまして、国の基準よりさらに厳しく抑えることを基本とした計画を策定していくという考えでございます。

騒音や振動、臭気等についても、定められた規制基準を遵守いたしまして、万全の環境保全対策を講じてまいります。

次に、4項目めの発電などの熱利用についてでございますが、ごみを燃やす際に発生いたします熱エネルギーの有効利用につきましては、第1に、処理施設の場内利用を優先いたします。

場内利用部分を除く余剰電力につきましては、電力会社に売電することも含めまして検討してまいります。規模やごみ質等の条件によりまして異なりますが、最近稼働した他の自治体の事例も参考に積極的な熱利用を図ってまいります。

次に、5項目めの環境学習の拠点でありますけれども、現在、高柳清掃工場におきまして、小学4年生を対象に環境学習の一環として社会科見学を受け入れているところでありますが、クリーンセンターはさらに身近なごみ問題、あるいは自然環境問題について幅広く学べる環境学習の場といたしまして、また、それらの課題に対して住民や環境団体、さらに行政が連携・協働いたしまして、活動する拠点として住民に開かれた地域共生型の施設を目指してまいります。

この展開によりまして、住民のごみ減量に対する意識向上につながればと期待をしているものでございます。

次に、標題2の新斎場建設におけるガス発生と今後の対策についての1項目め、現在のガス発生状況と現斎場への影響、このことについてでございます。

ガス発生の確認方法といたしまして、水たまりでの気泡の発生がありますので、工事現場内の根切り箇所の水たまりにおきまして気泡の発生状況の観察を続けているところでありますが、最初に発生を確認した6月以降現在まで気泡の発生状況に大きな変化がありませんので、発生は続いている状況でございます。

ガスの主な成分はメタンであります。このガスは、そのまま空気中に拡散されますので、特に異常な状況は確認されておりません。

なお、現斎場については、安全確認のために、携帯用のガス検知器によりまして日々測定を行っております。

次に、4項目めの今後想定されるガス対策と今後のスケジュールについて、このことでございます。

メンテナンスを行うための床下空間、いわゆる地下ピットがある構造となっておりますので、現在想定している対策といたしましては、主に3つの案を考えております。

まず、1つ目は、地下ピットの下部にガス流入防止シートを敷き詰めましてガスを流入させないこと。

2つ目は、地下ピット内に強制排気設備を設置するか、地下ピットの構造を変更いたしまして、ピット内の通風性を向上させて、流入したガスを排気すること。

そして、3つ目は、これらの対策をあわせて行うことなど、これらを想定しているところであります。

いずれにいたしましても、ガス調査の結果を踏まえまして、安全性の確保を第一に、コスト面にも配慮いたしまして、年内をめどに対策方針を決定いたしまして、その後、対策方針に基づいて修正設計を進める予定でございます。

修正設計の必要期間は、対策方針の内容によって差異が出てまいります。工期延長による諸問題として、その影響が懸念されることから、最大限早期に工事に着手できるように最善を尽くしてまいります。

残りの項目につきましては、事務局長よりお答え申し上げます。

○事務局長（高橋康宏） 議長。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） それでは、私のほうから標題2の新斎場建設におけるガス発生と今後の対策についての2項目めのガス調査の内容と工期についてですが、ガス調査は、地中部分を3地点で、表層部分を11地点で行い、調査期限は報告書の取りまとめを含めて12月22日までとしております。

地中部分の調査でございますが、斎場敷地は、粘土層、腐植土層、粘土まじりの砂れき層、岩盤などの地層で構成されておりますので、どの地層にどの程度のガスが存在しているかを調べるものでございます。

表層部分の調査は、地表付近にまで上がってきているガスがどの程度あるかを調べるものでございます。

また、6月に発生確認したガスの主な成分はメタンでしたが、今回の調査でも、採取したガスの成分分析を行い、メタン以外の成分が含まれているかも詳細に調べ、ガス対策に反映させることとしております。

なお、現在の調査状況でございますが、既に現地調査は完了し、採取したガスの成分分析を行っており、今月中にはその結果が判明する予定でございます。

次に、3項目めのガス調査の結果からわかるものは何かでございますけれども、ガスが存在する地層及びその成分と濃度、そして、推定量がわかることとなります。こちらにつきましては、ガス対策を検討・決定する上で貴重なデータが得られるものと思っております。

以上でございます。

○議長（植田裕明議員） 西原明美議員。

○5番（西原明美議員） では、再質問に移らせていただきます。

標題1の1番目、決定及びその決定に至る経過ということではいただきましたけれども、最初にお伺いしておきたいなと思いましたが、地元と協議を重ねて最終結果を出しましたよというお話をいただいたのですけれども、地元からの意見としては何かあったのかどうか、その点だけ確認させていただければと思います。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） 主には安全性、環境性、そこら辺につきましては項目が主な内容でございます。

○議長（植田裕明議員） 西原明美議員。

○5番（西原明美議員） 済みません。再度その件で、ごめんなさい。説明した後に地元から何か御意見とかがあったかどうかだけ伺っておきたいなと思っております。

○事務局長（高橋康宏） 議長。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） この件に関しては特にございませんでした。

○議長（植田裕明議員） 西原明美議員。

○5番（西原明美議員） 1点目につきましては、太田議員のほうも詳細について伺っておりましたので、この点は理解いたします。

2点目に移ります。

先ほど、いろいろなさまざまな計画が今後やっていかなければならないことだということと伺ったのですけれども、先ほど、概算事業費ということで触れていらっしゃったかと思いますが、今後、建設に当たり大変大きな金額が費用となってかかってくるのだと思う

のですが、それに当たって業者選定等が計画でいきますと来年度中に行われるような形で当初の案としてはなっているかと思うのですけれども、その業者選定の途中のプロセスというのですかね、そういったものはこちらの議会のほうに報告があるのかなのか、また伺っておきたいと思います。

○事務局長（高橋康宏） 議長。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） 業者選定に当たりましては、公平で透明性を確保して実施していきたいと考えてございます。

そこに当たりましては、選定方法など可能な限りホームページ等でもお知らせしていきたいと思ひますし、また、必要に応じて報告をしていきたいと思ひております。

○議長（植田裕明議員） 西原明美議員。

○5番（西原明美議員） 業者選定に当たって、当初の計画の中で、事業形態、事業方式、さまざまな方式をこれから検討していくよということをお伺いしているわけですが、事業形態、事業手法についてPFIも含め検討するという形でなされているかと思ひますが、現在はどうのような考え方をされているのか、伺っておきたいと思ひます。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） 基本的には整備基本計画の中で具体的な検討をしてございます。建設、運営管理などを一括して競争入札に付しますDBO方式などの方式も含めて、民間活力の導入を現在検討してございます。

○議長（植田裕明議員） 西原明美議員。

○5番（西原明美議員） 確かに民間活力を導入ということにおいては、経費の部分においてもさまざまな利点はあるかと思ひますけれども、手法、様式、6方式ということであらうと思ひますが、相手関係なしに、どれが最善というか、どの方式が一番好ましいと思ひていらっしゃるのか、ちょっと伺っておきたいと思ひます。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） こちらにつきましては、例えば、その方式に対応できるかどうかみたいな、そういうふうな確認も必要だと思ひます。現時点では今も検討中としかお答えできないものですから、申しわけないですけれども、お願いします。

○議長（植田裕明議員） 管理者。

○管理者（北村正平） お答えできないことばかりでは申しわけないものですから。

これは、契約方式とか入札方式、これによって大きく変わってまいります。先ほど事務局長のほうからDBO方式と言いましたけれども、これはもう一括して、設備から建物、そして、何年間契約するか。そういうようにしないずっと随意契約になってしまうわけですね。長期間の契約にするかと。それで、PFIをどういうふうに通して導入するか。我々も全国いろいろなところで勉強しておりますので、それもまたいろいろ議会のほうにも相談して、この地域に最適なもの、これについてまた検討するということで、今、整備基本計画、このものについて目下検討中でございますので、またその中で検討してまいりたいというふうにお思ひます。

○議長（植田裕明議員） 西原明美議員。

○5番（西原明美議員） わかりました。

この事業の可能性調査というものをこれからまた計画の中に進めていかれるとは思ひますけれども、この事業可能性調査というのは、もう既に始まっているのか、また、いつの時点で始まるのか、伺っておきます。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。



○事務局長（高橋康宏） この調査自体は開始してございます。

○議長（植田裕明議員） 西原明美議員。

○5番（西原明美議員） わかりました。

今の時点でどうなっているかというのは、伺うと先ほどのように、ちょっと答えがいた  
だけないのかなと思うので、2点目はここまでとします。

そして、3点目。環境面の配慮をどう考えているかということで、これまでも議員のほ  
うからさまざまな角度から環境面についての質問があったかと思うのですが、当然、規制  
値を遵守するというのは決まり切った当たり前のことなんですけれども、例えば、ごみの  
収集車とかごみの搬入車両、そういったものは当然建設の後ですけれども、たくさんの台  
数が入ってくることになるかと思えますけれども、この辺の搬入ルートというのはあわ  
せて考えていくということによろしいですか、伺っておきます。

○事務局長（高橋康宏） 議長。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） 当然あわせて考えていくことになってございます。

○議長（植田裕明議員） 西原明美議員。

○5番（西原明美議員） 今の時点で何か方向性というか、どういうふうに考えているか  
ということがあるかどうか伺っておきます。

○事務局長（高橋康宏） 議長。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） 地元の関係もございますので、どこまで言っているのかというこ  
とがございますので、済みません、今日はこの辺で、申しわけないですけれども、お願い  
したいと思います。

○議長（植田裕明議員） 西原明美議員。

○5番（西原明美議員） 大変失礼しました。地元との問題ということですので、この場の  
質問には合っていないかもしれないので、次の項目に移ります。

熱利用についてということで、先ほど、第1に場内利用、そして、余剰のものについて  
は売電ということで伺いました。ほかの自治体にもさまざまな例が出ているということで、  
今回、売電についてはどの程度の売電収入が期待できるのか、伺っておきたいと思いま  
す。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） 現在はあくまでも他の類似の施設を例にとということでの想定でご  
ざいますけれども、現在の見込みとしましては、売電の額は数億円程度というふうなこ  
とで見込んでございます。

○議長（植田裕明議員） 西原明美議員。

○5番（西原明美議員） 数億円というと、大体5億円とか、その辺を数億円というのかな  
ということ想像しておきます。

先ほど私のほうで発電という質問をしましたので電力について御回答いただいたので  
すが、熱利用の面で、電力以外にそのまま蒸気を利用するようなケースというのは想定し  
ているのか、伺っておきます。

○事務局長（高橋康宏） 議長。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） 整備基本計画にも、今、ちょっと検討になってはいますけれども、  
検討してございます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（植田裕明議員） 管理者。

○管理者（北村正平） この地域は、御承知のように、静岡大学の農学部のフィールドがございます。そして、仮宿地区は農業利用を中心としたこれから土地利用をしていきたい。今、何社かから問い合わせが来ているところでありますけれども、そういったような、例えば、農業生産のハウスとか、あるいは企業がそういうような利用をするということで来た場合に、それは当然熱利用としてそちらへ送るということも考えられます。いずれにしても、まだそういうようなものが確定していないものですから、これからいろいろな方面から検討していきたいというふうに考えております。

○議長（植田裕明議員） 西原明美議員。

○5番（西原明美議員） 管理者のほうから、検討の余地があるということで伺っておきましたので、結構です。

5点目、環境学習の拠点としてということで御答弁いただきました。新しいせっかくの施設ができますので、これまでのような見学とか会議室の利用のみにとどまらず、ここは私の思いですけれども、例えば、科学館とか、原子力博物館とかということで、各いろいろな施設のところに付随する工場自体を見学するものではなくて、学ぶ場として、そういったものが、例えば、環境エネルギー館みたいな形でできたらいいなと思いましたので、1点だけつけ加えておきます。

そして、標題2のほうに移ります。

新斎場のガス発生は、非常に地域住民とともに私たちも大変驚いたことなんですけれども、ガス調査というのがふだん一般的に行われているものなのかどうなのか、余りなじみのない調査なのかなと思うのですが、1点伺っておきます。特殊な調査なのか、お願いします。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（植田裕明議員） 管理者。

○管理者（北村正平） 一般的に地質調査、今、くい打ちで非常に全国問題になっておりますけれども、そういうような地盤をやるために、地耐力がどのくらいあるかだとか、あるいは土質がどうだとか、そういったようなのは一般的にやりますけれども、こういったようなガスの発生というのは特殊な例でございまして、一般的ではありません。

○議長（植田裕明議員） 西原明美議員。

○5番（西原明美議員） 特殊な調査と伺いまして、進捗状況というか、なかなか難しいところがあるかと思っておりますけれども、ガス発生について御報告をいただきました際に、地中調査の実施ということで、2カ月程度ということで伺いまして、先ほどの御答弁の中にも、調査は終了して、その分析をしているところだという御回答をいただいたかと思うのですけれども、そして、あわせてまた12月の22日をめどに報告をいただくと、さまざまなことをいただいたのですけれども、例えば、この時点での中間報告とかというものが、また速報値みたいなものが伺えるのか伺えないのか。そういった報告があるかどうか、伺っておきたいと思っております。

○議長（植田裕明議員） 管理者。

○管理者（北村正平） 特異な例ですから、しっかりと調査・分析をして、そして、みんなで検討しなければいけないというようなことがあって、まだそれを今、分析中でございますので、まだ、私とか副管理者のところへもその報告がありません。ですから、そういうことをしっかり調べて、これからそういうことがはっきりわかれば対策工法も変わってきますので、それが決まれば、もう一気に実施設計を時間をかけないでやっていきますので、まだ今、分析中ということで御理解いただいて、当然議会にも報告をしております。

○議長（植田裕明議員） 西原明美議員。

○5番（西原明美議員） ただいま非常にスピーディーに進めていただき、結果が出次第報告をいただくということですので、わかりました。

最後に4点目のほうのところまで移らせていただいて、今回、今、分析中ということで、12月22日という日程まで出ましたので、結果的に工期の遅れとしては、建設の方法によっても違うのしょうけれども、最終的にどの程度と見込んでいるか、伺っておきます。

○事務局長（高橋康宏） 議長。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） こちらに関しましても、今現在、明確な数字というのをお示しできればいいのですけれども、対応方針等の決定によってずれることもございます。先ほども何度もお答えしていますけれども、現在、対応方針を決定し、年内にお示ししたいというふうなスケジュールで考えてございますので、もうしばらくお待ち願いたいと思います。

○議長（植田裕明議員） 西原明美議員。

○5番（西原明美議員） そうですね。ちょっと難しい質問したかなと思います。済みません。

そして、かかる費用についてなんですけれども、当然、今の調査の結果のもとで、ガスの量、それによって対応が3方式あるよということで伺っておりますので、この時点でも、費用がどのくらいかかるかというのも工法によって随分違ってくるなと思うのでなかなか難しいところではあるのですけれども、幅があるかと思いますが、実際、今回の設計どおりにはいかないという時点で、幅で結構ですけれども、建設までかかるとまた変わってくると思うので、設計段階において、どの程度費用が増額されるのか、幅で結構です、伺っておきたいと思います。

○事務局長（高橋康宏） 議長。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） それこそ一度設計した建物に対して修正設計という形になります。ですので、それこそ具体的な数字というのとまたちょっといろいろ出てきますけれども、何千万円単位というふうな、それだけ大きい建物だったというふうなことで御理解願いたいと思います。

○議長（植田裕明議員） 西原明美議員。

○5番（西原明美議員） 大変大きな費用がかかるということで、難しい問題だとは思いますが、今回のこのガス発生でこれだけの費用がかかったり工期がおくってしまうということも踏まえ、これから組合のほうで行うクリーンセンター等においても、ぜひまたその調査的なものをきっちりとしていただいて、当初計画のように進めるようなことを求めまして、終了させていただきます。

以上です。

○議長（植田裕明議員） 以上で、西原明美議員の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

日程第2．認第1号、認第2号及び第11号議案から第16号議案まで、以上8件を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。

3番 杉田源太郎議員。

○3番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（植田裕明議員） 杉田源太郎議員。

（登壇）

○3番（杉田源太郎議員） 通告に従いまして質疑を行わせていただきます。  
第11号議案、志太広域事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、2つ、質問させていただきます。

ア、志太広域事務組合が扱う個人情報とは何なのか。

イ、個人情報漏洩防止対策、これはどのようにされているかをお伺いいたします。

以上質疑といたします。

○議長（植田裕明議員） 当局から答弁を求めます。

○事務局長（高橋康宏） 議長。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） それでは、杉田議員にお答えいたします。

まず、1番目の組合が扱う特定個人情報とは何かということでございますけれども、当組合が扱う特定個人情報につきましては、職員、臨時職員、看護学校の非常勤講師、組合議会議員、その他各種委員等の給与、賃金、謝礼、報酬の源泉徴収に必要な個人番号及び業務を個人事業主へ委託する場合の委託料支払い時に必要な個人事業主の個人番号でございます。

続きまして、漏洩防止対策でございますけれども、収集した職員、臨時職員等の個人番号でございますけれども、まず、最低限の人数で取り扱うことといたします。また、収集した個人番号につきましては、個人番号をデータとして保存する場合はネットワーク等をつなげないパソコンで管理いたします。

今考えている執務する場所につきましては、2階の一角に鍵のかかる部屋がございます。その部屋でその処理を行うような形で今考え、検討してございます。

以上でございます。

○議長（植田裕明議員） 杉田源太郎議員。

○3番（杉田源太郎議員） 志太広域事務組合にとっては、この制度そのもの自体が何か迷惑な制度と思えるのですけれども、市民へのその注意喚起をしなければいけない、そういう不安要素というのは、やはり全てクリアにしておいていただきたいというふうに思います。

今のお答えですと、市民に直接かかわる情報というのは一応管理されていないということではよろしいですか。

○事務局長（高橋康宏） 議長。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） 組合業務の性質上、マイナンバーを管理することはございません。

○議長（植田裕明議員） 杉田源太郎議員。

○3番（杉田源太郎議員） わかりました。先ほど、ネットとは接続しないで、別の部屋で特定のパソコンですか、そういうものだけでやっていくと。それで、USBだとかCDだとか、そういう媒体でのデータの保管というのはしないということでもいいのか、バックアップとして、どんな方法でバックアップされていくのか、バックアップは絶対必要だというふうに思いますので、それをどんなふうにするのか。

それから、いろいろ業務委託先があると思うんですけれども、そういうところの法人番号は公表されているわけですが、先ほどの回答の中に、委託先の業者のその番号などが必要になるということはないということではよろしいと思うのですけれども、その確認です。

それと、あといろいろな情報がこの志広組の中にはあると思うのですけれども、例えば、消防本部などにいろいろな救急情報だとかそういうのが入ると思うのですけれども、そう

いうときに、私も消防署に行ったときに、ちょっと何か通報があると、本当に1分かそこから以内であればあーっと出ていかれる、物すごく機敏な動きをされて、多分それは地図だけのことかなと思うのだけれども、そこで救急車などが行ったときに、その運ばれた人とかそういう人たちがどういう病状だったとか、どういうことだったのかという、そういうデータは多分残るのではないかなと思うのですけれども、そういう個人情報も多々ある、ほかの関係でも多々あると思うのですけれども、そういうものの取り扱いはこの中に入るか入らないか。それについて、回答をお願いいたします。

○事務局長（高橋康宏） 議長。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） まず、USB等、ほかの媒体へのコピーということなんですけれども、基本的には行いません。あと、どうしてもデータを扱う形になるものですから、データ管理上、バックアップ自体はやはりしないと、もしそのパソコンが壊れてしまった場合、データがなくなってしまうものですから、一応バックアップは行います。ただ、その場合でも、そのデータというものは暗号化して管理しますので、一般的に数字を読み取ることはできないような形で行うようにしております。

先ほども言いましたけれども、鍵のかかった部屋ですので、限られた職員しか入れない、そういうような形での管理を行っていくつもりでございます。

それと、委託先の作業者の番号ということなんですけれども、基本的には、うちの業務上、委託先の、あくまでも作業者の番号につきましては、マイナンバーを収集することはありません。

そして、消防ですね。消防に関する場合がございますけれども、例えば、救急搬送される際には、お名前を聞いたり生年月日と、あと、当然既往症なども聞くこともあると思います。それはマイナンバーとかということとは関係なく、今までと同じような業務として、病院へ搬送する際には、処置をする必要上、お聞きすることはございます。

ただ、それに関しまして、その際に、例えば、マイナンバーを聞き出すというようなことはございません。する必要もありませんので、それはしません。

あと、個人情報のデータですね。データとしては、確かに搬送記録につきましては、日々の出勤件数だとか内容についてはデータとしては残しますけれども、その使用につきましては、あくまでも後日、例えば、搬送証明を欲しいとかというような例がやはりあるそうです。そのときのために、すぐ証明を出せるようなことでの使用ということで聞いていまして、実際には、それも単体でのパソコンでの管理というふうに聞いてございます。

○3番（杉田源太郎議員） 答弁漏れだと思うんですけども。

○議長（植田裕明議員） 今、ちょっと確認します。

済みません。議案質疑でございますので、一問一答ではございませんので、再質は2回まででございます。今、登壇で、そして、今2回されましたので、質問回数は多分これで終わりでございます。ただ、答弁漏れがあれば、答弁漏れについては対応していきますが、今、お聞きしたのは3点、バックアップの方法と、それから……。

（発言あり）

○議長（植田裕明議員） では、そこにつきまして。その点、1点ですね。

では、その1点について、改めてお願いします。

○事務局長（高橋康宏） 議長。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） 申しわけございませんでした。

バックアップにつきましては、パソコンの外付けハードディスクというふうなところで

管理いたします。

以上でございます。

○議長（植田裕明議員） 以上で、上程議案8件の質疑を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩中に議案について討論のある方は通告願います。

午後1時38分 休憩

午後1時39分 再開

○議長（植田裕明議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから上程議案8件に対する討論を行います。通告はありません。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから上程議案8件の採決を行います。

初めに、認第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本決算は決算書のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（植田裕明議員） 起立総数です。

したがって、本決算は認定することに決定いたしました。

次に、認第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本決算は決算書のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（植田裕明議員） 起立総数です。

したがって、本決算は認定することに決定いたしました。

次に、第11号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（植田裕明議員） 起立総数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第12号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（植田裕明議員） 起立総数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第13号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（植田裕明議員） 起立総数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第14号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（植田裕明議員） 起立総数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第15号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（植田裕明議員） 起立総数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第16号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（植田裕明議員） 起立総数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで会議を閉じ、平成27年10月志太広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後1時45分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員



# 付 録

議員 氏名	発 言 要 旨	答弁を求 める者
<p>(14)</p> <p>太 田 浩 三 郎</p> <p>議 員</p> <p>(質 問 方 式 一 問 一 答)</p>	<p>「質問」</p> <p>1. クリーンセンターについて</p> <p>(1) クリーンセンターの処理方式について「ストーカー式処理方式」に選定された経緯及び内容について。</p> <p>(2) 焼却灰の処理・処分について。</p> <p>(3) 災害廃棄物を考慮しての計画ですか。</p> <p>(4) 地球温暖化との整合性は。</p> <p>(5) ダイオキシン対策としては従来通りの方式を考えていますか。その場合はコストの面はどうか。</p> <p>2. 志太消防本部の今後の方針について</p> <p>(1) 高度救助隊の救助活動は実践されましたか。</p> <p>(2) 茨城県常総市では避難場所となっている市役所が水没し、消防車・自衛隊車・市役所車両などが水没し救助を仰いでいた状況では危機管理以前の問題ですが、当本部として危機管理をどのように捉えているか。</p> <p>(3) 茨城県での水害を見ますと、陸上・海上・空からの救助が必要と考えますが当本部ではどの様に対処できるかをお聞きします。</p> <p>(4) 高齢化が進み空家率が上昇しています、火事等も増加傾向が見られますが行政サイドや警察との連携が必要だと思えますが当本部としてはどの様に考えていますか。</p> <p>3. 看護専門学校について</p> <p>(1) 卒業後の就職先はどの様になっていますか。</p> <p>(2) 生徒の奨学金制度利用はどの様になっていますか。</p> <p>(3) 医療も高度化しています、看護学校での教材や実践活動に伴う諸設備等の状況はどの様になっていますか。</p> <p>(4) 卒業生の就職先や就職後のアフターフォローを行っていますか。</p>	<p>管理者 ・ 消防長</p>

議員 氏名	発 言 要 旨	答 弁 を 求 める者
(14)  太 田 浩 三 郎  議 員  ( 質 問 方 式 一 問 一 答 )	<p>「質問」</p> <p>4. 事業計画に伴う請負契約等について</p> <p>(1) 第13号議案・第14号議案など落札者が居なかったと有りましたが、計画の不具合があったのか、予算組に不具合があったのか、説明を願う。</p> <p>(2) 事務執行において、契約事務全般の適正化として審査意見書が出されています。設計施工した特定業者との一者随意契約としている・・・との指摘が有りました専門施設が多くある当組合においてはこの指摘をどの様にお考えですか。</p> <p>5. 老朽化に伴う公共施設マネジメント及び経費削減について</p> <p>(1) 志太広域事務組合に属する公共施設について今後の計画や長寿命化対策はどの様になっていますか。</p> <p>(2) 経費削減に伴い、現在焼津市では防犯灯や各施設の電灯をLED化しています。組合に於いては、藤守の処分場跡地を太陽光発電業者に貸与しているが、処分場跡地の有効利用は考えられませんか。</p>	管理者 ・ 消防長

議員 氏名	発 言 要 旨	答弁を求 める者
(2)  石 井 通 春  議 員  ( 質 問 方 式 一 問 一 答 )	<p>「質問」</p> <p>1. 志広組の今後の財政運営を市民に明らかにすべきではないか</p> <p>組合は、消防、し尿、ごみ処理、斎場など、市民生活に欠かすことができない事業を抱えているが、施設の改修、更新など、その多くで巨額の費用がかかる。</p> <p>原則、両市からの負担（原資は両市民の税金）で運営を行っている組合として、今後の財政状況を市民に知らせるのは当然と考える。</p> <p>(1) 消防車両には、長期にわたる更新計画が策定されているが、他の志広組所管の管財で、更新や新設に多額の経費がかかるものについて、財政的な試算を含めた更新計画はあるのか。</p> <p>(2) 予算決算の議会の議決が必要なのは、財政民主主義の考え方による。市民の代表である議会に対し、大規模な管財の更新や新設などの財政運営方針を、あらかじめ明らかにすべきではないか。</p>	管理者

議員 氏名	発 言 要 旨	答弁を求 める者
(9)  天 野 正 孝  議 員  ( 質 問 方 式 一 問 一 答 )	<p>「質問」</p> <p>1. 志太常備消防における組織体制について</p> <p>消防については、平成26年度決算において、常備消防費の不用額が3,303万円余生じています。常備消防については、これまでも、多くの議員が、組織体制の充実を一般質問され、特に消防人員定数については、平成25年度の組織合併より今日に至るまで、大いに改善してきたところであることは評価しつつも、昨今の救急出動の急増状況を見る中では、まだまだ改善の余地が図られるべきであると考え、以下3点について伺います。</p> <p>(1) 昨年度から本年度にかけての組織体制について伺います。</p> <p>(2) 現状における年齢階層及び今後の採用計画等について伺います。</p> <p>(3) 救命救急体制に特化した必要定数の今後の予定について伺います。</p>	管理者 ・ 消防長

議員 氏名	発 言 要 旨	答弁を求 める者
(3)  杉 田 源 太 郎  議 員  (質 問 方 式 一 問 一 答)	<p>「質問」</p> <p>1. ごみ処理の最終処分場とその管理について</p> <p>私たちが生活をする中で排出してきた「ごみ」がどのように処理、最終処分され、処分された後どのように自らの生活に、自然環境に影響されてくるか責任を負っていかなければなりません。今までに処分された「ごみ」についてどのように管理されているかについて確認し、自然環境を守る自覚を持たなければなりません。ごみ減量化、「ごみ」の資源化を進める上で、私たちの生活のあり方を振り返る立場で質問します。</p> <p>(1) 藤守、助宗の焼却灰、下之郷の瀬戸物・ガラス等の埋立て総処分量はどれほどであったか。また各管理地の埋立て期間及び現地での水質等測定はいつから開始したか。</p> <p>(2) 生活環境項目の放流水、河川水、原水、地下水の測定結果について水質測定を行い始めた時期と最近の測定結果についてどのような傾向があるか。その結果について、また今後の推移をどのように分析しているか。</p> <p>(3) 「測定結果は関係法令基準値以内」これは放流水の測定結果と思うが、原水の測定結果から放流するに当り「基準値以内」にするために行う作業は何か。</p> <p>(4) 各管理地の管理費は最近5年間どの用に推移しているか。藤守・助宗の管理費の違いの要因は何か。</p> <p>2. 高柳・一色清掃工場の残渣処分について</p> <p>昨年度の報告で最終処分地が県外に移されて埋立てが約5,000t、資源化が1,700tと新たな希望ある方向性が示されています。自分たちが排出した「ごみ」の最終処分を他県へ依頼するわけですから、その処分にも責任を負っていく必要があると思います。</p> <p>(1) 埋立て処分された焼却灰について環境調査が実施されていると思うが、どのような調査内容ですか。その安全性、環境保全性についての確認はどのようにしていますか。立会い監査は行われていますか。</p> <p>(2) 全体の約3分の1が資源化されているとのことですが、資源化されるものとされないものとの違いはあるのか。違いが「ない」とすればこれを増やしていく展望はあるのか。</p>	管理者

議員 氏名	発 言 要 旨	答弁を求 める者
(5)  西 原 明 美  議 員  (質 問 方 式 一 問 一 答)	<p>「質問」</p> <p>1. クリーンセンターの現状と今後について</p> <p>現在藤枝市が用地の選定と地元対応を行っているところである。また、これまで答弁・報告で、現在環境影響評価を行い、建設に向けて事業進捗が図られているところと伺っている。その中で、6月にクリーンセンターの処理方式において「ストーカー式」が安定性や環境性、経済性に優れているとの事により決定したと報告を受けた。これまで、クリーンセンターの進捗状況は伺えたが、施設の全体像がなかなか見えてこない。重要な施設だからこそ、住民の関心も高くなっている。また、地元の合意がなされれば、本格的に事業がスタートし、用地の買収や造成工事、建設着手となる。クリーンセンターは230tの処理能力と聞いているが、平成32年度稼働予定であるならば、施設全外の構想も早期に示されるものと思うが、進捗状況を踏まえ以下伺う。</p> <p>(1) 処理方式の決定がクリーンセンター建設の上で、どのような意味を持つのか。また決定に至る経過を含めて伺う。</p> <p>(2) 今後、処理方式のような、決定をしなければならない事柄はあるか伺う。</p> <p>(3) 環境面への配慮はどう考えているか伺う。</p> <p>(4) 熱利用(発電)は、どう考えているか伺う。</p> <p>(5) 環境学習の拠点として、どのように考えているか伺う。</p> <p>2. 新斎場建設におけるガス発生と今後の対策について</p> <p>8月の全員協議会の折、ガス発生を報告を受けたが、二市28万余の住民にとって欠くことのできない施設であるとともに、不特定多数の人が絶えず集まる施設であり、ガス発生という事態において、安心安全を最優先に工事を一時中止し、ガス対策に取り組んだことは、正副両管理者の英断であったと考える。しかし、ガス発生が新斎場の建設に与えた影響は、経費や工程の面で非常に大きいものがあると思われる。そこで以下伺う。</p> <p>(1) 現在のガス発生状況と現斎場への影響について伺う。</p> <p>(2) ガス調査の内容と工期について伺う。</p> <p>(3) ガス調査の結果からわかるものは何か伺う。</p> <p>(4) 今後想定されるガス対策と今後のスケジュールについて伺う。</p>	管理者

議員 氏名	発 言 要 旨	答弁を求 める者
(3)  杉 田 源 太 郎  議 員  ( 質 問 方 式 一 問 一 答 )	「質疑」  1 第11号議案 志太広域事務組合個人情報保護条例の一部を改 正する条例の制定について  (1) 志太広域事務組合が扱う特定個人情報は何か。 (2) 特定個人情報漏えい防止対策はどのようにされるか。	管理者